令和５年第５回（定例会）吉備中央町議会会議録（２日目）

１．令和５年１２月１４日　　午前　９時３０分　開議

２．令和５年１２月１４日　　午後　３時２９分　閉議

３．会議の区別　　定例会

４．会議の場所　　吉備中央町議会議場

５．出席議員

１番	日	名	義	人	２番	加	藤	高	志
３番	山	本	洋	平	５番	丸	山	節	夫
６番	河	上	真智子		７番	山	崎		誠
８番	黒	田	員	米	９番	成	田	賢	一
１０番	渡	邊	順	子	１１番	西	山	宗	弘
１２番	難	波	武	志					

６．欠席議員

４番　石　井　壽　富

７．会議録署名議員

８番　黒　田　員　米　　９番　成　田　賢　一

８．議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長　亀　山　勝　則　　書　記　平　澤　瞳

９．説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	早川順治
総務課長	片岡昭彦	税務課長	山本敦志
企画課長	大樫隆志	協働推進課長	中山仁
住民課長	古好広徳	福祉課長	古林直樹
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	根本喜代香
農林課長	山口文亮	建設課長	大月豊
水道課長	歳原雅則	教委事務局長	大月道広
定住促進課長	荒谷哲也	加茂川総合事務所長	宮田慎治

１０．議事日程

日程第１　　会議録署名議員の指名について

日程第２　　一般質問

１１．会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前　９時３０分　　開　議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は１１名です。４番、石井壽富君が所用のため欠席です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（難波武志君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、８番、黒田員米君、９番、成田賢一君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（難波武志君）

日程第２、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも３０分以内とします。残り時間は、３分前にベルを鳴らしてお知らせをします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

８番、黒田です。議長の許可を得ましたので、質問のほうをさせていただきたいと思います。久々のトップバッターという、いささか緊張しておりますけども、執行部の皆さん方、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

今回は、私、初めてになりますけども、問題点１点に絞って今回はお尋ねをしたいと思います。内容とすれば円城浄水場の問題についてになります。

その質問に入ります前に、一言申し上げたいと思いますけれども、今回のこの円城浄水場において有機フッ素化合物、これが混入しまして、今日で大体ほぼ２か月が経過したところです。この２か月前のある日、円城地域においては今まで何にも考えることもなく、昨日までは普通に飲料水として飲んでいた水道水が突然飲料禁止となりました。その日から対象地域の住民にとっては飲料水の確保のために普通ではない、２か月間の災害と言え

る非日常が始まったんです。その後、行政においては県下の他自治体の力をお借りしながら、安全な水の給水復旧作業あるいは給水所の立ち上げと、さらに運営に職員一丸として取り組んでもらい、このことで早期の復旧にはつながりました。

また、社協においては早期の、町内で初めてになりますけれども、ボランティアセンターを開設してもらい、給水所までの交通手段を持たない高齢者に対して飲料水を送り続けてくれました。そして、この飲料水配水のボランティアに対しましては、町内の多くの皆さん方の御協力、さらには地域自治会の皆さんあるいは各種団体の皆さん、そしてお知り合いあるいは御近所同士の相互の助け合いによって、何とか今日まで乗り越えてまいりました。

これまでの今回の災害に対しまして、御支援、御協力をいただきました全ての皆様方へ、円城地域の一住民といたしまして、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

では、本題の質問のほうに入ってまいりたいと思います。

まず、その１といたしまして、本年１０月１７日以降の問題発生後における役場での対応についてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、町長として今回の事案の第一報を受けた段階で、町長自身としてはどのような思いであったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

黒田議員の今回の事案の第一報を受けたときの私の気持ちのお尋ねでございますが。率直に、その一報を聞いたときには大変なことが起こったという思いがまず一番でした。そして、その後に、なぜ吉備中央町で、なぜ円城でというような思いでした。

以上です。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

このことは、町長もしかり、我々自身も同様な気持ちであったと思います。本当に、なぜというのがもう本当、最初に思ったところであります。そういった状態の中で次の質問

といたしまして、初動対応をお尋ねしたいと思います。

行政としてこの初動対応として、どのような対応を行なったのか。また、どのようなメンバーで、どのような組織を、まず立ち上げたのか、お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この案件の詳細等を聞いたのが土曜日でございました。急遽、全管理職を役場に招集をかけました。そして、その事案の説明をするとともに、この検討すべく、その会を対策本部にすぐさま切り替えて、その対応の策を検討したところでございます。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

それでは、その際に対策本部として稼働を始めたわけなんですけども、その際のその対策本部のメンバー、これには円城地域の中で今回のその飲料水として使っていた、言葉は悪いんですけども、被害者としての職員、これが何人いたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今回の分科会も含めた対策本部のメンバーにつきましては、その地域に居住している職員は２名おります。また、現在は居住してなくても、この出身という職員は本部委員に１名おります。そして、このたび、この事案についてはいろいろと調整という役割を担っていただくリエゾンというものをつけております。このリエゾンが出身者でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

数人は地元の詳しい人間がいたというふうに確認が取れたとこでありますけども。その

中で、次の質問に入りますけども、今回安全宣言が先に出されたわけですが、最終的なこの安全宣言に向けての水質検査、水質調査といったほうがいいんですかね、これのサンプリングの採取、これをドレーンから行なったように、水道管の水抜きの場所から行なったように聞きます。このことについては、なぜ各集落のその地域での一番最終家屋、こちらの水道の蛇口から行わなかったのか。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

黒田員米議員の御質問にお答えします。

水質検査、サンプリング採取をドレーンから行なった理由につきましては、各配水系統の末端であり、最終的な影響が残りやすい場所で、そこで採取することが効果的であると考えたからです。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

最終的に分かりやすい場所という説明ではあったんですけれども、一般的に通常であれば、今、水道課長が言われたのが真実だと思います。そして、通常そういう形で検査をされているんだと思います。ただ、今回は水道の中へ不要のものが入っていた、そして住民がそれを本当に気にしている段階の中で、今までどおりのことをやっていてよかったのかどうかという部分が、ちょっと私からすれば疑問符が残るとこであります。

では次に、今のことを含めまして、このドレーンの水抜きあるいは水質検査、サンプリング採取に際しまして、地域住民への連絡を行なったのか。あるいは、住民の立会いの下に採取することが、私自身はやはり今回の、先ほど言ったように非常時であります、住民への透明性の確保につながったんではないかと私自身は思っています。このあたりを、まずお尋ねすると同時に、場所によりましては、言葉は悪いですけども、水道課さんが知らん間に来て、知らん間に取って帰ったと、全然知らなんだ。そして、最終的には、水道課さんとすれば水抜きのために水を抜いていたんだけれども、そのことを住民が知らなかったために漏水をしているんじゃないかということで、善意の通報があったように私も聞いています。こういったことは、行政として地域住民に本来であれば伝えなければいけない

内容が、特に今回伝わっていなかった。このあたりについて、担当課としてはどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

水抜きや採取につきましては、地域への説明は行なっておりませんでした。議員がおっしゃるように、住民の方への説明や立会いを求めておれば透明性が確保され、誤解を招く可能性は低かったかもしれないと考えております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

このことは、今から言ってもたらればの話になります。しかしながら、今後はこれはできる話になります。ですから、ぜひ、今後も当然ながら水質調査、サンプリング、これはやっていかざるを得ないと思いますので、その際には、ぜひとも地域住民の立会いを、無理なとこは無理としても極力多くの皆さん方に、行政としては安全な水を送るためにこういうふうに水を取っている、この場所から取っている、そういったことをちゃんと見ていただく、これが必要だと思います。ぜひ、それを次からの水質検査に取り入れていただくようにお願いしたいと思いますけど、このことについて担当課としては、お考えはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

議員さんおっしゃられたように、採取につきましては、現状まで、場所等について住民の方への説明はさせていただいておりませんでした。今後につきましても、定期的に水質検査は行なってまいります。その採取場所につきましても、公表できるところにつきましては公表をさせていただいて、例えばその地区の方の自治会でありますとか、そういったところにもお声がけをさせていただけるような形を取っていきたいと考えます。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

採取場所につきましても、ぜひ、地域の皆さん方と話をした上で、極力、皆さん方の納得がいく場所に可能な限り近づけていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では次に、この安全宣言後の各給水所の閉鎖あるいは福祉センターへの集約、さらには１１月末日をもっての給水終了などの判断、これはどのような基準や考えを基に判断をされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

各配水系統の末端での水質検査結果が、国の示す暫定目標値５０ナノグラムパーリットルを下回る測定下限値５ナノグラムパーリットル未満となったため、給水制限解除の後２日間の移行期間を設けて総合福祉センターに集約し、１１月末をもって給水所を終了する判断をしました。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

水道の水質のほうがよくなったので、その判断に至ったというふうに取ったとこであります。しかしながら、今のお話でいくと、これはあくまでも行政サイドでの都合上のお話です。現実には安全な水が流れ始めたということは、十分理解するところです。けど、今回信頼を失った行政が行う作業については、なかなか地域の皆さん方の理解は、全ては得られてないと思います。その中で、この安全宣言が出た以降についても、本日現在でも、この地域住民の中には水道水への不信感あるいは不安感、これを拭えない住民もいらっしゃいますけれども、今後、このペットボトルの配給については、どのように行われるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

町としましては飲料として問題がないと判断し、１１月２２日に給水制限解除を行いましたが、議員のおっしゃるように、不信感、不安感などから水道水を飲むことができない住民の方もおられます。長期不在や設備の切替えなどで時間を要する方もおられると思いますので、総合福祉センター内にペットボトルを配置しております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

今、課長の答弁にあったように、実際には現在でも水の配給は続けているというふうになっているわけでありますけれども、この配給自体は継続しているんですが、町としては安全宣言をした後にペットボトルを配給する。このことは、安全宣言に自信がないものと誤解されるおそれがあるんではないかなという、そういう考えで全住民にはお知らせはしていないのかなというふうに想像するとこであります。けれども、逆にこの情報を知っている住民の皆さんと知らない住民の皆さん、この間に格差が生まれるんではないかと私自身は心配するんですけれども、このことについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

現在も総合福祉センター内にペットボトルを配置しておりますが、町としましては水道水に問題はないと確信しております。しかしながら、水道水を飲むことができない住民の方に対しましては、この１６日、１７日の両日に地元説明会を開くことにしており、安全性などについて丁寧な説明を行なってまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

このことについては、行政が本当に地域に寄り添う意思を持つんであれば、このペットボトルの配給終了に当たっては、ぜひとも地域住民の声を聞きながら、終了の日程を定めていくことが理想ではないかと思いますけども、このことについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

先ほど申し上げたように、水の安全性などについて説明を行い、住民の方に御理解をいただいていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

その際に、現在もう１２月１４日であります、今年ももう年末になります、そして年始、こういった中で御家族の皆さん方も、このふるさと円城へ帰ってくるわけであります。そういった皆さん方も、やはり心配をされている中でありますので、少なくとも、この地域住民の子どもさんあるいはお孫さんが帰ってくる、この帰省の年末年始、この部分は少なくとも今の配給は続けていただき、その後の終了を検討していただければと思いますが、このことについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

先ほど議員さんがおっしゃられたことも含めまして、検討していきたいとは考えておりますが、まずは説明会がございまして、御意見、お話を聞かせていただき、対応のほうを考えたいとは思っておりますが、基本的には現状、こちらの町といたしましては、年内をめどに給水のほうを終了させていただきたいと考えておる次第でございます。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

行政の思いは伝えていただければ結構かと思いますけども、やはり、あくまでも被害者である地域住民の声、これはしっかりと聞き取っていただいて、要望に沿っていただきたいと思います。

では次に、今回行政としまして、この被害者である地域住民の課題や要望について、今

回全体説明会を今後やります、それからまた今までもやってまいりました。そして、あるいは給水所等での個別意見の申出、こういったことで、ほぼ皆さん方の意見が集約できたと、このようにお考えなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

地域の住民の方からの今回のことについての課題や要望につきましては、全て収集できていたとは考えておりません。聞き取れていなかったこと、対応できていなかったこともあったかと思います。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

全てが聞き取りというか、収集はできていないと、もうこれは多分当然の話だと思います。

そういう中で、次の質問に入りますけども、この町の対策本部のほうへは、今回どのような形で住民要望あるいはその意向を反映されていたのか。行政として住民の声を被害対策に反映させる思いがあったのかどうか。仮にあったとすれば、事案発生当初から今日まで行政側から、各自治会あるいは各種団体あるいは地域内企業そして生産者、さらには地域住民に対して声を聞く取組が行われたのかどうか。このことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、８番、黒田議員の御質問にお答えさせていただきます。

住民から住民説明会や、あるいは給水所あるいは電話などでいただきました御意見、御要望等につきまして、対応が可能なものからそれぞれの部会において対応を行なってまいりました。住民の声を対策に反映させる思いは、十分あったと認識はしております。それぞれの住民説明会であったり、部会ごとによる説明会あるいは給水所での住民の方とのや

り取りの中で行う中、対応が可能なものからお聞きしてきたものでございます。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

ただいま総務課長の話では住民の声を生かすようにはしていたというふうに受け取ったわけでありますけども。しかしながら、今までの質問の前半部分になりますけども、水抜きの関係でありますとか、詳細な部分について、なかなか地域住民の声が現実には届いていなかったということが、先ほどの水道課の答弁で明確になっているわけです。

そのあたりが総務課と水道課の中で既にもう差が出ている。こういったことを考えて、次の質問に入りますけども、今回の被害対策につきましては、行政だけの一方的な考えで行われたのではないかと、これは私自身、地元として感じるんですけども、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議員がおっしゃられるような、決してそのつもりとは思ってはおりません。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

そのようには思っていないということなんですけど、思ってはいないんですけども、ただ現実にはちょっと住民のほうは置いてけぼりになったような感覚を持っているのも実情かと思います。特に今回の事案については、ちょっと発生源の話は別といたしましても、私自身は行政が事を起こして、行政が後始末をやっているふうに見てとれるわけなんです。そこに、自分も含めた地域の被害者である住民の意思や思いというのは、実際にはどの程度伝わっているのか、ちょっと不安でもあり、疑問符なところです。

よく執行部側のお話の中に、住民に寄り添うという言葉、これを使ってお話をされるんですけども、本当にこの寄り添うという言葉が実現してるのかどうか。これが寄り添うという物理的な寄り添う、そばにいるっていうことなのか。あるいは、私自身は、この寄り添うとは親身になって相手の気持ちを理解しようと努めて共感する、これが寄り添うじゃ

ないかと思いますけれども、今回その物理的な寄り添うのほうのみで、地元住民の意見があまり伝わる場所がない、システム上そうなってないんですけども、このあたりについて行政としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私も今回の事案につきましては、住民の方に寄り添ってということを、いろんな場面で言わさせていただいております。これは決して、物理的なことは当然ながら、やはり地域の方の思いを同じように享受して、物事を起こすということで私はやってます。そうした中では、やはり健康被害影響等々の件、これについては特に思いを酌んで、私はこれからもいろんなことを決めていこうと思っております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

町長のほうから寄り添うという意味合いの中で、住民のほうに物理的ではなく思いの中で寄り添っていく、共感をするというふうな言葉をいただいたわけなんで、ぜひ、それを実現していただけるようにやっていただければと思いますんで、よろしくお願いします。そのためには、今後、その後でもちょっと話が出ますけども、ぜひ、住民が今の対策本部の中に何らかの形で意見が申し出れるような、そういうシステムづくりをぜひ検討していただきたいと思います。

じゃ、次の質問は、ちょっと説明会の話なんですけども、この説明会の話はこの文章を出した後にやるということが決定されましたので、ここはちょっと飛ばしたいと思いますけども。ちょっとその文章の中で、説明会を今後も地域住民の求めに応じて丁寧な説明会を頻繁に繰り返していくことが信用回復につながると思いますけども、このことについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

黒田議員おっしゃられますように、先ほど水道課長が申しましたように、１６日と１７日には説明会を行います。今後もいろいろ状況等、新たな展開等を迎えてくると思います。できる限り、いろんな形で説明会であったり、あるいはそれぞれのホームページで、あるいは配布物等々でできる限り皆様にいろいろ情報のほうを提供し、また御意見も引き続きお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

ぜひ、地域住民の声をしっかりと酌み取っていただくようにお願いしたいと思います。

次に、今回のこの被害対応について、行政サイドがいろんな形で動かれましたけども、このことにつきまして今後精査を行い、今回もかなりの問題点とか、さらには課題点、これも見えてきたと思いますけども、この洗い出し、これは今後行われるのかどうか。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

この点につきましては、第１回第三者委員会のほうを１２月５日に開催のほうをいたしました。この第三者委員会が行う所掌事務につきましては、不適正事案の事実関係に関する調査、経過の検証及びその他の実態把握に関すること及び再発防止策の提言を行うことでございます。今後につきましては、この第三者委員会の中でそれぞれ行なってまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

第三者委員会ということで、このことはちょっと後でもう少し聞きたいと思います。

次に、ちょっと話が戻りますけども、今後この円城浄水場における水質調査、これはどの程度の頻度で、どこの水をサンプルとして採取されるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

今後の水質検査につきましては、当面、週２回程度、現在の円城浄水場、案田配水池及び円城小学校の検査を行い、別に配水末端箇所を変えながら定期的に行なっていく予定です。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

大きい施設を週２回やっていくと、それから末端については、それぞれその折々で決めていくというふうに理解したとこです。

先ほど申し上げたように、その一番末端については、地域住民の皆さん方の意見を聞きながら、可能な限り皆さん方に見ていただける状態で採取をお願いしたいと思います。

では、その次に入りますけども、その採取した結果、このことについてはどのような方法で、地域住民のほうに対して示されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

水質の検査結果につきましては、町のホームページ、広報紙などに掲載する予定としております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

ホームページを見えない人もいらっしゃいますので、広報紙等々、紙媒体も利用しながら、あるいは各種の集まりのところにでも何らかの形で伝えれるような丁寧な報告をしていただきたいと思います。

では次に、第三者委員会の今後の日程についてはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、最終報告はいつになるのか。このことについては、先日、何かちょっと報道

のほうでも出ていたようでありますけれども、再度ここでお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

第三者委員会の今後の日程ということでございます。

詳細な日程につきましては、現在、委員会の委員の方といろいろ調整をしておるとこでございます。あとは、それぞれ関係者への聞き取り調査も早急に行いまして、また第２回目の委員会につきましても、年が明けて１月には開催をしたいというふうに思っております。最終的には、年度内の最終報告ができることを目指して進めていただいておるとこでございます。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

行政のほうでは、そのタイムスケジュールがきちっと分かっているので、あまり心配はしてないんだと思うんですけど、地域住民としてはそのあたりが全く見えていませんので、ぜひ、そのタイムスケジュールもきちんと分かるような、そういった方法をしていただきたいと思います。

では次に、この第三者委員会の調査、このことにつきましては、被害者である地域住民への聞き取り、こういったものは含まれるのかどうか。これをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

第三者委員会の調査に関する方法あるいは調査対象の範囲につきましては、委員会のほうの判断となってこようかと思います。今後の調査の過程におきましては、その必要性に応じて地域住民への聞き取りなどにつきましては判断がなされると考えておるとこであります。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

今の答弁では、第三者委員会の中で今後物事が変わってくるというふうに理解したとこでありますけども、そのあたりが、やはり地域住民としてはさっぱり分からないわけです。ぜひ、この第三者委員会というものがどういうことを最終的に示していくのか、あるいはどういうことを検討するのか。このあたりを明確に地域住民の皆さん方に分かるように示していただきたいと思いますけれども、このことについてお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

おっしゃられるように、なかなか伝わりにくい部分もあろうかと思いますので、できる限り丁寧な説明のほうを行なっていきたいと思います。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

それでは、次の質問に入りたいと思います。

血液検査、住民の皆さん方が熱望している血液検査でありますけども、町長については説明会におかれて前向きな発言をされておりますけれども、その方法あるいは日程、このあたり、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この血液検査につきましては、現在、健康影響対策委員会におきまして協議を行なっており、そのときに町の思いとして、地域の皆様の要望に沿った対応をしたいという意向を、私は伝えております。先日の第２回委員会におきましては、血液検査については、結果が出た後のフォロー体制の構築などにつきましても、ぜひ議論をしていただきたいところでございます。今後、この委員会においての提言を受けまして、町として結論を出していきたいと思ってます。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

このことにつきましては、ちょっと再確認になりますけれども、町長が先ほどお話をされた寄り添うという意味合いの中で共感をしたり、考えを共にするという中、その中において、今回再確認になります、これは希望者の皆さん方については、一応血液検査を行うというふうな考えを持っていいのかどうか。これについてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

あくまでも血液検査も含めて、その後の健康診断等々のフォローにつきまして、この健康影響対策委員会のほうにお願いをしております。ただ、その委員会を開催するに当たりましては、町としての強い思いは伝えております。そして、町といたしましては、その第三者委員会に委ねておりますので、その結果を聞き、適切な判断をしていきたいと思います。ただ、何回も言いましたように、町といたしまして、また私といたしましては、地域住民の方に寄り添った決定をさせていただくつもりでございます。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

ぜひ、希望者の皆さん方が血液検査が受けれるように、ぜひともの寄り添うを体現していただきたいと思います。

じゃ次に、これも住民要望の中でありますけども、被災者の証明、これについて要望が多いんですけれども、どのように行政としてはお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

円城浄水場から給水を行なったという給水証明といった形になるかとは思いますが、希

望される方にお出しすることができると考えております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

できるということで確認しました。

次に、この血液検査のデータ、先ほど町長の話の中では寄り添って極力やっていくというふうに理解しているわけですけども。今回、我々の町はデジタル健康特区の事業を行なっております。その事業を活用しながら、将来にわたって今回のこのデータが確認できるようにするべきではないかと、こういうふうに考えております。そして、さらには継続的な健康チェック、これも含めながら今のデジタルデータとして今後生かしていくべきかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

８番、黒田議員の御質問についてお答えいたします。

仮に血液検査を実施した場合の考えにはなりますが、血液検査のデータを長期的な視点で有効に活用できるよう、本町が指定を受けているデジタル田園健康特区の関連事業にも反映することで、少しでも町民の健康に寄与できるのではないかと思っているところでございます。１１月２８日に開催されたデジタル田園都市推進協議会理事会においても、住民の不安を取り除くためにもデジタル田園健康特区として健康データや解析結果をデータ連携基盤のシステムに取り入れてはどうかとの話もありました。

町といたしましても、仮に血液検査を実施した場合、血液検査だけにとどまらず、そこから得られる情報やデータ連携基盤を通じて入手可能な健康、医療情報等、総合的な健康状態の把握について地域住民の方々、専門家や関係機関等との御意見等を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

ぜひ有効に活用して、我々のデータをいい形で活用していただきたいと思います。

じゃ次に、今後起きることが予想される各種業種における風評被害、このことについてどのような対応を考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、お答えいたします。

風評被害対策につきましては、現在、対策本部の中に補償風評対策会を設置しておりまして、現在までに７回開催し、町商工会、ＪＡ及び道の駅等からの情報を共有することとしております。

なお、風評被害の対応につきましては、道の駅等の直売所へ「農作物は安全な水で作っています」のポップを作成し、掲示していただきます。

また、円城白菜の収穫、販売時期のため、１１月１８、１９日の土曜、日曜日に宇甘渓の休憩所において、部会職員で道の駅に代わりまして販売をお手伝いしています。さらに、社会福祉協議会の協力により、円城白菜祭りを１２月２３日土曜日に道の駅かもがわ円城にて行います。この情報につきましては、各報道機関のほうへも、この後、情報提供させていただくようにしております。議員の皆様もぜひ足を運んでいただければ幸いと思います。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

ぜひ、この風評被害につきましては、あらゆる方法を通じながら防いでいただくようにお願いをしたいと思います。

次に、今回のこの案件により発生した被害への補償、このことについてはどのような方法で、どのような日程で行われるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

被害補償につきましては、町商工会と連携し、専門家による個別相談会や現状の聞き取

りなどを実施してきましたが、より具体的な被害額を把握するため、今までの情報を基に風評対策部会のメンバーであります農林課、協働推進課、定住促進課の職員により、現在、円城浄水場の水道水を使っていた出品者等への調査票を配布し、被害額の聞き取りを、実際にその方にお会いして聞き取りを行なっております。被害額について積算したものを弁護士に補償額について判断をしていただくこととしております。

また、それぞれの情報で聞き取りをしておりますが、調査漏れがあってはいけないので、加工品等の製造販売に係る影響についてということのチラシを１２月２０日の広報紙とともに、円城地区の皆様方に各戸に配布させていただいて、詳しい情報をさらに収集したいと考えております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

各事業者さんへの対応は、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

もう一つ、要望書、地域住民から上がってる、自治会からも上がってる要望書の中で、水道料金の関係があったかと思いますけれども、このことについてはどのような、今ではお考えなのか、お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これにつきましても、この補償の一つの検討材料として上がっております。それにつきましても、法的なものがどのようにあるのかというのを弁護士と今、確認中でございまして、また議会のほうにも、その報告説明をさせていただこうと思ってます。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

この水道については、本来水道法、この中で安心・安全な水道水を供給することが水道事業者の責務と、このように明記されている中で、他の事業者が原因があるとしたとしても、有害物質に汚染された水道水を供給し続けた。その中で水道料金を徴収している。このことは、私自身はちょっと問題があるのかなと思いますので、このことも考慮しなが

ら、ぜひ進めていただきたいと思います。

じゃ次に、連合自治会のほうからもいろんな要望書が出ているかと思いますけども、今後も多分、場面場面で出てくると思います。このことについて行政としてはどのように対応を行うのか、お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

連合自治会等の方からにつきましてですが、先日要望書のほうも提出をいただいて、受け取っております。それにつきましては真摯に受け止めているところでございます。現在は、その対応につきまして、対策本部あるいはそれぞれの専門部会におきまして対応案のほうを協議しておるとこでございます。早急に方向性を決定いたしまして、対応をしてまいりたいと考えております。今後につきましても、スピード感を持って対応していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

次に、今回ボランティアセンター、初めて設立したんですけども、今回、町はどのような役割をこのセンターに対して行なったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、御質問にお答えいたします。

町では円城浄水場給水地域内の独り暮らしの高齢者の方に連絡を取り、水を取りに行くことが困難かどうかについて確認を行い、支援が必要な方の名簿を作成いたしました。その対象者名簿につきまして、ボランティアセンターと情報を共有いたしました。また、高齢者のみの世帯、障害をお持ちの方、生活保護の方、子育て世帯等において支援の必要な方につきましても、関係課とボランティアセンターにおきまして情報を共有しながら、連

携を図ったところであります。また、ボランティアセンター設置に係ります設備につきましても、社会福祉協議会と協議しながら整備を行なっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

今回初めてのセンター設立でしたので、今いろんな課題であったりとか、いろんな問題も出てきたと思います。このことを、ぜひ次に生かせるように、しっかりとそのあたりを皆さん方で意識の共有をしていただきたいと思います。

じゃ次に、今後この地域住民の皆さん方、今回、水道事業に対する非常に不安を感じたとこでありますけれども、この安心感や行政に対する信頼、これを今後どのように取り戻していくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

一度失われた信頼を取り戻すことは、大変容易ではありません。しかしながら、まずは第三者委員会の提言を踏まえ、今回問題となりました上水道事業における問題点や課題に対する再発防止の対策、そして職員の意識改革をしっかりとやっていくことが必要だろうと思っております。

また、今回の問題以外にも町内外の方々から様々な御意見をいただいております。役場組織としてのガバナンスの在り方をしっかりと検証し、再構築することが必要と考えております。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

今の取組を、ぜひ体現していただくこと、これがもう信頼回復につながると思いますので、ぜひ、しっかりと実際に行動に現せていただきたいと思います。

では次に、大きい質問として、役場内の内部統制についてお尋ねしたいと思います。

今回の水道課でのいろんなミス等々につきましては、内部統制が全く機能していなかっ

たのではないかなと、これは私自身で思うんですけども、このことについてどのようにお考えなのか。あわせて、この原因究明については、第三者委員会によって確実な調査が行われるのかどうか。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今回の円城浄水場の一連の問題におきましては、水道事業者としての危機管理意識の低さから、水道課内部において必要な点検、調査、対応策の検討が行われず、また報告、連絡、相談もなされなかったことは、組織としてのガバナンスが不十分であったと反省をしております。

また、第三者委員会につきましては、不適切な事案の事実関係に関する調査、経過の検証及びその他実態把握に関すること並びに再発防止策の提言をすることが所掌事務でありますので、公正中立の立場から適正に行われるものと確信をしております。

以上です。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

ぜひ、このあたりもしっかり調査を行なって、その調査内容については、ぜひ透明性を持って我々あるいは住民の皆さん方に報告ができるようにお願いをしたいと思います。

では次に、この内部統制については、令和２年４月に整備運用、これが国のほうで決まり、我々の自治体においては努力義務というふうな状態でありました。このことについて、私自身は令和３年１２月の定例会で努力義務とは言いながらも、早急に内部統制の整備運用を行うべきではないかと、こういうふうに質問したところであります。その回答としては、現時点では庁舎内において課長会議等でいろいろな伝達あるいは注意点、問題点さらには改善策などを指示しているので、その指示によって周知徹底を行なっていると、こういうふうな回答でありました。しかしながら、残念ながら、これが今回は生かされていなかったというのが事実であります。このことは、私が質問してから２年がたつんですけど、この間の動き、併せて今後の対策、これについてどのように行うのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

前回の一般質問からの進捗状況につきましては、他の先進事例の研究は行なっておりますが、現実としては大きな進展に至っておりません。今後の対応につきましては、今回の円城浄水場における不適切な事案に鑑みまして、やはり第三者委員会の提言も踏まえながら、早急にこの内部統制の設置に向けて取り組みたいと思います。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

ぜひ、今回のことを基にして、他の自治体に先駆けた先進的な設置をお願いをしたいと思います。

次の質問ですけども、今回のこのことに併せまして、今回は水道課でありますけども、この庁舎内の他の部署においてこの業務内容の再確認、これについては指示をされているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それぞれの幹部会等々で指示をしております。それで、幹部の所属長から各班を通じて、各課員にその指示は伝わっておると思います。しかしながら、再度徹底するために、また指示を出したいと思います。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

私自身、今回のことを含みおきながら、行政の皆さん方は役場職員の皆さん方、これはもう町民に対する奉仕者、これはもう基本かと思います。そして、行政のプロフェッショナル、これでもあります。ですから、ぜひ、その自覚とプライドを持って業務に当たっていただきたいと考えます。

今回のことで職員全てが小さなミスあるいは基本である報・連・相の欠如、これが多大な被害や損害を招くことを学んだわけであります。ぜひ、現在の体制の改善を図って、いま一度、個人においても業務に対して再度見詰め直すことをやっていただきたいと思います。

では、最後の大きい質問として、発生原因の調査確定についてお尋ねいたしたいと思います。現時点における発生原因の確定、これはどのような進捗状況になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

それでは、８番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

現在、問題発生直後より県と町において原因の調査を進めております。ダムへの流入水源をたどり、最上流地点で６万２，０００ナノグラムパーリットルの数値を確認できましたが、水の流れはここで途絶えており、その地点の上にある平地に置いてあった活性炭から４５０万ナノグラムパーリットルの有機フッ素化合物が検出されました。現在は、その活性炭との関連を調査しています。原因確定には、まだ時間を要するものと思われます。

以上です。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

原因確定まではもっと時間がかかるというふうな答弁でありました。時間がかかろうとも、ぜひ、この原因の確定、これは町としてはしっかりと求めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問ですけども、今後、今時間がかかると言われましたけども、町としてはどのような対応を行なっていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

御質問にお答えいたします。

今後は、国の環境省や岡山県より紹介を受けた活性炭、地盤工学、環境動態等の専門家によります原因究明委員会を立ち上げ、現在、点となっております６万２，０００ナノグラムパーリットルの水質と活性炭との関連性を明らかにしていくよう準備を進めております。

以上です。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

作業的には進めているということなので、これが、ぜひ、途中で途絶えないように、しっかりと原因究明を、これはやっていただきたいと思います。地域住民からしても、なぜ、こんなことになったのか。そして、地域住民はもとより、行政としても、これはきちんと原因究明すべきだと思います。行政としても多大なる財政出動を今回せざるを得ない状態を起こした、その原因、これが闇に葬られるという言葉は語弊があるかも分かりませんけれども、分からなくなってしまう。これはあまりにもおかしい話じゃないかと思いますので、行政の皆さん方も一丸となって原因究明にはきちんと対応していただきたいと思います。

では次に、最後の質問になりますけども、本来、先ほども住民課長のお話にありましたけども、他の地区で水質処理に利用した部材が産業廃棄物に当たらない。これは、私自身はちょっと理解ができないわけですけども、産業廃棄物に当たらず、さらにはそれを露天に野積みをしていた。そういってそれを、業者がそれはやっていたとしても、それを問題視をしていなかった国や県にも、私は大きな責任があると感じます。こういったことについて行政はどのようにお考えなのか。それとともに、新しい法律あるいは規制の制定、これが必要ではないかと思います。先ほど申し上げたように、一度利用したものが産業廃棄物ではないというような、そういうふうな理不尽な状態、これはやはり法としてきちんと整備すべきではないかなと思いますので、ぜひ、そのあたりもお聞かせいただきたいと思います。

そして、ともにこの土壌内における数値の安全基準、今、水質のほうは５０ナノミリ、パーミリリットル、ごめんなさい、ちょっと単位が分からないんですけども、それは確定していると、国のほうで。ただ、土壌内はまだそういったものが確定がしてないというふ

うに、ちょっと耳にするので、それもきちんと、やはり国のほうで定めるものは定めていただく。このことに行政としては、県あるいは国のほうへきちんと申出をしていただきたいと思いますが、このことについてのお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回問題となっております有機フッ素化合物については、明確な基準というものが物質ごとに定まってないのが現状でございます。今後、研究等が進むにつれて基準が明確に定まってくるのではないかと思いますが、今回の原因究明がその一助になればとも思っております。

また、議員御指摘のとおり、早期の安全基準の制定を議会の御協力を賜りつつ、要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

８番、黒田員米君。

○８番（黒田員米君）

今回、我々、本当に大きな意味で痛い目をしてきました。これは地域住民もですけれども、行政もやはり痛い目をしたわけです。ぜひ、この体験したことを、ただただ痛かったということに終わらないように、ぜひ、これを一つの糧として、新しい形で吉備中央町の安全を守ってもらう部分と、そして今回被害に遭った地域住民の早い心の復旧、これに町長がよく言われる、何遍も言いますけども、寄り添う、これをぜひ体現、具現化していただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（難波武志君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

６番、河上真智子です。議長の許可をいただきましたので、質問を行います。質問は、住民説明会の在り方とこれからの公共交通の在り方の２点で、質問形式は一問一答とします。先ほどの同僚議員の質問にもありましたが、このたびの円城浄水場におけるフッ素化合物混入に関しては、給水地区のみならず、町内全域の皆様には大変な御心配と御迷惑をおかけしております。一議員としてこれからの対応と信頼回復への取組には、できる限りの協力をしたいと思っております。

また、季節性のインフルエンザも、いつもより早く警報が出るほど流行を始めております。コロナ感染症も全くなくなったわけではありません。感染予防をもう一度徹底していただくとともに、十分な栄養や睡眠を取っていただくことで体の免疫力を高めていただき、この冬も元気にお過ごしいただきたいと願っております。

そしてまた、話題は変わりますが、先日６日付の山陽新聞を御覧になった方もいらっしゃると思うんですが。岡山大学医学部の牧医師の取組の記事を御覧になった方、これは大変、小さな記事ではありますが、注目に値する記事だと思いましたので、ちょっと御紹介をさせていただきます。

これは、妊娠出産後に糖尿病を発症する方が結構な割合ではいらっしゃるんですけど、それにもかかわらず出産後は公費での検査が行われていませんでした。そのために、その後の治療につながらず慢性的な症状へと陥る方も多かったんですが、この状況を何とかして変えようということで、今、町が進めているデジタル田園健康特区の取組を通じて、厚生労働省のほうに働きかけ、このたび実現がかなったというものです。このことは、全国の自治体にも通知され、町内や県内の妊婦さんをはじめ、全国のお母さんの健康を守るだけでなく、赤ちゃんや御家族の幸せにも大変寄与します。デジタル田園健康特区事業の取組の一つが、ここで実を結んだことはとてもうれしい出来事で、今後もさらによりよい未来に向かって事業を進めていっていただきたいと感じました。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。

最初のテーマは、住民説明会の在り方についてです。

まず、説明会の方法についてお尋ねします。デマンド型乗合タクシーは、１０月から運行の方法を大きく見直し、固定されていた利用時間の制限をなくしたり、行き先も町内なら自由に設定できることになりました。もっとも個人宅への訪問はできませんが、それでも使い勝手は格段によくなったと思います。

これに先立ち、９月にはデマンドタクシーの説明会が町内の各公民館単位で開かれまし

た。しかし、残念なことに参加者は各会場とも少なく、中には２人、平均して５～６人というところでした。考えてみれば、主に自力での移動手段を持ってない方の交通手段を確保するための事業ですので、説明会の会場に来る手段がまずない、そういう方に会場まで足を運んでいただいて説明をするという方法自体に無理があったのではないでしょうか。また、１１月から設けたデマンドタクシーの大和地区特別便に関しても、利用はほとんどない状況で、これは説明会不足で住民の方の理解が進んでなかったことの証明と言えるでしょう。

これらは、ほかの事業に関する住民説明会においても同様の傾向であると言えるのではないでしょうか。今後のデジタル田園健康特区事業に関する説明会のみならず、町民の方に必要な情報を確実に届け、理解と協力を得るためには、硬直化している今の方法をもっと現状に合った方式へと見直す必要があると考えます。従来の地域単位、いわゆる公民館単位での集団説明会の形式は、役場の側からすると便利でやりやすい手段かもしれません。しかし、いろいろな説明会を見ても参加者はほぼ固定化しており、広く住民の方々に説明し周知するには、既に無理が生じていると感じています。

まず、開催時刻ですが、夕方以降の時間では交通手段のない方は参加ができません。また、家事が忙しい時間帯であるため女性には参加しにくく、子育て世代ではなおさらであると思います。曜日では、土日の昼間に設定してみても子育て世代の参加は恐らく少ないでしょう。また、地域行事や家庭内の行事に重なりやすく、参加がしにくいということもあると思います。条件を満たす有効な打開策はなかなか見つからないとは思いますが、このままで手をこまねいていては、町民の不便を解消し、将来に備えるために始まったせっかくのデジタル田園健康特区の事業も住民の方々の理解や協力を得られないばかりか、誤った伝聞情報で誤解を招くおそれもあると危惧をしております。このような状況を改善していくために、より一層の取組が必要だと考えていますが、それについての検討や改善への取組についてはどのようになされているでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、６番、河上議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回のデマンド型乗合タクシーの利用における説明会のほうを開催したところですが、

議員がおっしゃられますように、利用の対象者が大半高齢者ということもあり、説明会場までも足が運べない方が多かったのではないかと思います。町からは、各課から様々な事業や取組において説明会のほうを行なっています。確かに、従来と比べ住民の方のライフサイクルも多様化してきております。現在ではそれぞれの対象者や内容に応じた説明会の実施について検討が必要であるとは感じております。しかしながら、実施までには至っていないのが現状でございます。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

説明会のやり方を現在の公民館単位の一斉説明会から、例えば年代別に説明会の形式を変えるとか、そういう方式はいかがでしょうか。年配層では足の確保ができる集いの場やサロン、ふれあい荘などにおいて比較的小さな集団で膝を近づけて、ゆっくり時間を取っての分かりやすい説明、これなら少々聞こえが悪い方でもよく分かります。変なことを聞いたら恥ずかしいからと遠慮しなくても、スタッフのサポートを受けながら質問することもできると思います。

中高年層では足の確保は比較的容易なため、従来の公民館単位での説明会でも大丈夫でしょうが、時間の配慮をしてはどうでしょうか。時間帯を２回に分けるとか、近隣の公民館同士で土日を含む曜日を調整するなど、選択の幅を持たせるのはいかがでしょうか。

また、若年層では会場での説明会には参加をされない方が多いようです。町の公式ＬＩＮＥやインスタグラムを通じてのプッシュ型の情報提供や集団会場と結んだズームを利用した説明会など、現状に合った手法でのアプローチをしてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

様々な御提案のほう、ありがとうございます。これからの検討の課題といたしまして、ぜひ参考とさせていただきます。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

ぜひ、御検討のほう、お願いしたいと思います。

次に、もっと分かりやすい説明はできないだろうかという点についてお尋ねをしていきます。

説明会においての用語の使い方についてですが、これもかなり検討の余地があると感じます。デジタル田園健康特区の事業において町民の方の理解が進まないことや誤解が生じていることについても、説明が分かりにくいか、あるいは聞く側に立っていないことが原因ではないでしょうか。説明会場で伺う御意見にはＤＶＤを見ても、話を聞いても、横文字ばっかりで分からんというものが多いです。確かに基本的なことから順を追って説明を受けている私たち議員でも、聞き慣れない言葉や単語には結構苦戦しています。説明会場での限られた時間で流れるように説明されていってる中で、手を挙げて、ちょっとそれは何ですかと聞くことは難しいのではないでしょうか。聞き慣れない言葉での説明では、すぐに理解ができないのは、むしろ当たり前のことだと思います。

また、横文字解説辞典を作ってはという意見もよく聞きます。私も初心者向けの本を買ってみましたが、結論からいえば１つの単語や略語なども専門用語を解説しようと思えば、概念を説明しているだけでも少なくても１ページ、または数ページを割いて説明しなくてはなりません。どれほど分厚い辞典になることでしょうか。町の費用を使って作って配ってみても、果たしてどれだけの方がそれを読んでくださるでしょうか、少々疑問です。

また、このたびデマンドタクシー利用促進の説明のお手伝いをさせていただく機会がありました。高齢者の方々を対象にＤＶＤを使っての説明をされているのを横で見ていたのですが、やはり横文字は分からんわという感じで、聞き流されている印象を受けました。そこで、説明者の方には申し訳ないのですが、ちょっと交代していただいて、ふだん使いの言葉でしゃべりながら、例えば分かりにくい横文字、コントロールセンターのオペレーターなどは電話受付の交換手さんなどと言い換えて説明すると、ああと納得されて、さらに例えば通院の行き帰りの予約の仕方などを具体例を挙げて説明していくと納得されて、登録へと進めることができました。

このように用語の使い方で理解度は変わるのですが、説明会においての使い方に関しては、どのようなことに注意をしていらっしゃるのか。また、今後はどのように改善する余地があるかについて考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

確かに議員おっしゃられますように、そのような御意見のほうはお聞きしております。やはり、語句の意味が分からなければ伝わりにくいことと思っております。私たちもついつい片仮名文字を使いがちになります。できるだけ聞く側に立った対応に、今後とも心がけてまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

分かりやすい言葉で、よろしくお願いします。

高梁市では説明会の会場に来られない方にも分かりやすくするために、吉備ケーブルテレビの１枠を借り上げていらっしゃるそうです。たしか３０分ぐらいだったと思うんですが、それを使って行政からのお知らせ番組を放送されているそうです。音声だけでなくて映像でも伝えることができるため、分かりやすいと聞きます。もちろん、費用はかかりますが、会場までに来るのが難しい方は、本当に助かります。また、難聴の方にもテロップで文字情報を見れば分かるので有用だと思いますが、我が町のほうでもいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

御意見ありがとうございます。

確かに多くの町民の方が視聴されている吉備ケーブルテレビの活用につきましては、有効な方法の一つではないかと思います。他市、高梁市、新見市ですか、の状況等も確認しながら、今後の検討課題とさせていただければと思います。

○議長（難波武志君）

次へ移られます。

○６番（河上真智子君）

はい、移ります。

○議長（難波武志君）

ほんなら、ちょっと。

○６番（河上真智子君）

はい。

○議長（難波武志君）

一般質問の途中ですが、ただいまから１１時まで休憩します。

午前１０時５０分　　休　憩

午前１１時００分　　再　開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

先ほど水道課長からも丁寧に説明したいというお言葉はありましたし、より詳しく、より分かりやすくと、職員の方も日々努力されていることは十分承知していますが。ただ、聞いていらっしゃるのは、その情報を初めて耳にする方たちです。そのことを念頭に、先ほど同僚議員のほうからも住民に寄り添ったという言葉も出ました。そのように、より伝わりやすい説明を心がけるようにお願いしたいと思います。

それでは続いて、ここからは２つ目のテーマ、これからの公共交通の在り方についてお尋ねしていきます。

まず、デマンド型乗合タクシーについてお伺いしていきます。

１１月１日から１２月２２日まで、経済産業省の補助金事業としてＭａａＳコントロールセンター移動サポートデスクを設けて、町内の３社で運行するデマンドタクシーの予約を１か所で受け付け、利用者の利便性を上げるだけでなく、高齢者の外出を促し、健康増進を図ることを目的とした実証実験が行われています。運用開始時に比べ、登録者数や利用状況はどのように変化をしているか、お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、議員お尋ねの件です。

令和５年１０月の開始時におきましては登録者数が１７４名、利用者数が延６００人でありましたが、１２月６日現在におきましては登録者数が４３７名、利用者数が延７３４人であります。したがいまして、登録者数、利用者数ともに増加のほう行なってます。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

登録者数のほうも大幅に伸びているということで、ますますこれからも皆さんに知っていただいて、利用のほうが伸びていければいいなと考えております。

では、今１２月２２日までの実証期間中なんですが、この実証実験期間が終了した後、コントロールセンターの運営はどのようにしていく御予定でしょうか、お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

期間のほうが終了いたしましても、引き続き１か所のほうで運営のほうを行なっていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

それでは、現在の予約の状況を見ると、高齢者の方では通院の足として使ってくださっている方が多いようです。受診に要する時間は、例えば吉備リハで伺うと大体２時間以内でしょうとのことでした。しかし、医師の数が少ない個人医院では混み具合によっては約３時間というケースも出ています。こういう場合帰りの便の予約は大変難しくなります。加えて、調剤薬局での待ち時間も読みにくく、これもまた予約の対応が難しくなる原因の一つです。誤薬を防ぐためチェックに時間がかかるのは安全のためにも仕方がないこととはいえ、予約型乗合タクシーという特性上、時間が読みづらいのは、ほかの予約との兼ね

合いもあり、対応が大変難しいのですが、何かよい解決方法はないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

デマンド型乗合タクシーにおける利用の現制度におきましては、予約については利用の前日までとなっております。したがいまして、行くのは予定どおり行けるのでありますが、帰り便の時間につきましては、なかなか時間が読みにくいところもあり、大変御不便をおかけいたしておりますのが現状であります。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

なかなかね、この問題は難しいんですが、何かよい方法があればと考えておりますので、皆さんのほうも何かいいアイデアがありましたら、どうぞお知らせください。

そして、できれば受診後に近くのお店でお買物もして帰りたいとか、もう出た便だからお昼御飯食べて帰りたいなという御要望もあるんです。高齢者の足で歩くにはちょっと遠い、だけど車だったら本当に１～２分で着いてしまう。そういう近距離でタクシーを頼むのは申し訳なくて気が引けるという方もよくあります。でも、寒い中で一生懸命身ごしらえをして出かけてきたのだから、ついでに用事を済ませて帰りたいなと思うのは当たり前のことだと思います。近距離をどう定義すればいいのかは分かりませんが、高齢者や歩くのが大変な方が遠慮せずに使えるような仕組みはできないものでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

デマンド型の乗合タクシーの現制度につきましては、移動範囲のほうが出発地から目的地までとの移動という形で現在利用していただいております。しかしながら、今提案があったように、もう少しちょっというふうなところの希望も、ニーズも大変多いかと思います。今後におきましては、その辺のニーズも十分鑑みながら、また制度設計のほうも見直していくというふうに検討していきたいというふうに思っています。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

使いやすいのが何より、そういうことをまず念頭に置いて、よろしくお願いしたいと思います。

現在は、土曜、日曜、祝日の運行はしていません。もちろん、へそ８（はち）バスも動いていません。でも、コンサートとか、イベントは主に土日、祝日に開催されることが多いです。移動手段を持たない方も気軽に参加できるように、何かよい対応策はないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

ありがとうございます。

おっしゃられますように、イベントが多い土日等の運行につきましては、現在行なっておりません。これもいろんな形の施策の中で検討を今後も重ねていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

今回の実証実験においては、町営塾を利用している中学生の方、そしてきびプラザや神原バス停を利用する高校生の送り便の設定をしています。暗くなるのが早い時期なので、安全を考えれば自宅まで送ってあげることが本当はよかったのでしょうが、実証実験終了後の対応が決まっていなかったため、最も近いスクールバスのバス停までとなっています。利用実績と今後の対応はどのようにするのか、お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

現在実施をしております実証事業における利用者でございますが、中学生の利用者につ

きましては７名、高校生の利用者のほうは１１名の登録があり、利用をしていただいているとこでございます。今後の対応につきましてですが、利用していただいている中高生にアンケート調査のほうを行なっております。そこらの意見も参考にしながら、それぞれまた検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

中学生とか、高校生の方以外にも小学生とか、習い事の帰りの足として利用してくださってる方もあります。保護者の方からは、子どもの部活動や習い事のために親は仕事を犠牲にしなくてはいけないケースがある、そういう言葉があります。それで、今回のように片道でも送っていただければ大変助かる、そのような声も挙がっています。ぜひとも、このような声にも耳を傾けていただきたいと思います。

では次、今後の公共交通の在り方について伺っていきます。

令和４年度に県が行なったパーソントリップ調査では、県民の７割以上が自動車で移動していることが分かりました。マイカー利用が増えることで公共交通機関を利用する人が減って減便や路線廃止、運賃の値上げなど、負のスパイラルが起こります。バスに関して言えば我が町のように人口が少なく、地勢的にも細やかな運行には適していない地域では無理かなることです。そこで、町では各民間路線の運行を支えるために多額の補助金を出し、また岡山医療センター便の運行によって町外への足を確保しているのが現状です。町の公共交通の適正化や今後の方針については、公共交通会議を通じて議論をされています。へそ８（はち）バスは、バスロケーションシステムの導入でバスが今どこにいるか、いつ来るのかをリアルタイムに確認することができるようになり、利便性は向上したと思います。しかし、残念ながら利用率は思うほどには向上していないようです。

県内の各市町村でも循環バスやデマンドタクシーの導入が進んでいますが、我が町と同様にバスルートの拡大が難しく、利用者が自宅からバス路線まで出ることが難しい自治体では総じてバスは苦戦し、中にはデマンドタクシーに一本化する選択をしたところも増えてきています。自宅の庭先から最寄りのバス停、バス路線までの足の確保、すなわちラストワンマイル対策として導入されたデマンドタクシーですが、今後しっかり周知がされれば、わざわざバス停で下りて、へそ８（はち）バスに乗り換えなくても、そのまま目的地まで行かれてしまう方が多いのではないかでしょうか。せっかく導入したへそ８（はち）

バスの運行には思い入れもあるとは思いますが、現状を踏まえ今後のへそ８（はち）バスとデマンドタクシーのすみ分けについてどのように考えていらっしゃるのかをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、今後の公共交通の在り方につきましてお答えをさせていただきます。

まず、現状を言いますと、町内の公共交通につきましては、町外に向けて運行している民間バス、これのほかに、やはり町営の公共交通の手段といたしまして町内巡回型のへそ８（はち）バス、それとデマンド型の乗合タクシーがございます。それぞれについて運賃、便数、運行方法などメリット、デメリットはございます。何をどのように利用するかは、利用する住民の方の、やはり自分の利用形態に合ったものを選んでいただくのが、今のところいいだろうと思っております。しかしながら、その選択肢が広がることによって、それぞれの利用者の分散になりまして、利用率が落ちるということもしっかりと理解はしております。

言われたとおり、令和４年度のデジタル田園健康特区の交付金を使いまして、それぞれへそ８（はち）バスにはバスロケーションのシステム、デマンド型には予約システム等々を導入して利便性を高めたところでございますが、なかなか思ったほど利用率が上がってないというようなことも理解しております。今後、その運行の曜日等々の検討それから運行時間等々もこれから検討していきたいと思います。

それから、最終的にどういう公共交通が吉備中央町にとってふさわしいかというのも検証したいと思います。ただ、検討するに当たっての着眼点として、今住んでおられる方が一番でございますが、その方の利便性もさることながら、やはり町に来られる方、他からという視点からの着眼点も必要だろうと思います。その辺も踏まえまして、今後いろいろと精査をしていきたいと思います。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

では、ここで先進事例を一つ挙げてみたいと思います。

高齢化率４５％と県内１位の久米南町です。久米南町のほうではカッピーのりあい号というＡＩ配車システムのデマンド交通が成果を上げていると聞きます。当初は町営バスを運行していましたが、利用が低調でデマンド交通に変更されています。しかし、時間や地域制限のため利用が振るわず、２０２０年よりＡＩ配車システムを導入し、運行の見直しを図っておられます。改善点は、我が町と同じく時間や地域制限をなくし、電話でもスマホでも予約ができること、大きく違う点は乗車の直前まで予約が可能になったことです。もちろん、細やかな説明会や利用方法をまとめた冊子の配布、広報紙やポスターでの周知活動も活発に行われています。その結果、利用者数は１．４倍に増加し、アンケート調査でも外出頻度が増加したが４０％増、将来の交通手段に関する不安が減ったが６２％と、行動や意識の面での効果が見られたそうです。

また、行きたい買物先に自分で行けるようになった、余暇活動での利用が増えたなどの意見も多く、全体を通じて満足、やや満足と答えた方は８７％近くに達し、今では貨客混載にも取り組み、町内の飲食店商品や小売店商品、個人宅間での配達も行なっているそうです。まさに交通難民と買物難民の問題、町内での消費の循環を一気に解決する取組として、多方面から注目を集めていると伺います。

気になる町の経費負担ですが、利用率の向上によってより効率化が進み、ここ数年間を比較してみても経費負担は横ばいとのことです。このような先進事例は、今後大いに参考になると思いますが、我が町ではどのような発展系を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

ありがとうございます。

他の先進事例、十分参考にさせていただきます。また、先ほど町長も申しましたように、我が町には今現状、へそ８（はち）バスとデマンド型の乗合タクシーがございます。そのあたりのいいとこのすみ分けを行いながら、お互いの利便性を生かし、それぞれの利用率が向上できる方法、方策を今後施策の中で生かしていき、それぞれがうまく回るような形のものを、また考えていきたいと思います。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

先日行われた中学生による次世代議会では町内の交通に対しての提言がありました。休みの日に離れた地区の友人の家に行きたくても親に送迎を頼まないと行けない、休日のへそ８（はち）バスの運行はできないのかというものでした。中学生の率直な意見であり、要望です。ぜひとも、かなえてあげたいと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

例えばデマンド型乗合タクシーにつきましては月曜日から金曜日の平日運行とし、へそ８（はち）バスについては土日に運行するとか、そういうふうな運行日のすみ分けを研究するのも一つの方法かもしれないと思っておりますが、いずれにいたしましても、先ほど同様、それぞれの施策についていろんな形の面から、いろいろ検討していきたいと思います。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

ぜひ、かなえてあげていただきたいと思います。

私は、１０月に岡山大学医学部保健福祉学科で地域医療と包括支援に関するお話をさせていただく機会を得ました。ほとんどの学生さんは、吉備中央町の位置すら知らない。そのために、まず町の紹介から始め、近隣の市との位置関係、救急搬送にかかる時間へと話を進めていきました。県南の病院まで搬送に１時間もかかることに、とても驚いた様子で話を聞かれていました。そのためか、その後で紹介したデジタル田園健康特区の取組で過疎地域でのいろいろな問題を解決しようとしていることには大いに興味を引かれた様子でした。

後日、受講された７８名の学生のレポートが届けられ、その中では都市部とのアクセスの問題について多くの感想や意見が寄せられていました。町内から岡山駅までの町営バスがあれば通学や通院、通勤にも便利だし、冬場の運転が不安な人も助かります。自分は、卒業後は地域医療に関わることを目指しています。新しい医療の取組にはとても興味がありますが、交通の便が悪いのは就職を考える上で大きなネックになりますという意見もあ

りました。ほとんどが運転免許を持っていない学生の意見ですが、公共交通機関を利用して移動している彼らならではの最も率直な意見だと感じました。

岡山市とのアクセスといえば町が運行している岡山医療センター便がありますが、残念ながら利用は低調です。乗り継げば市の中心部まで行けるとはいえ、年配層にはハードルが高いようです。できれば岡山駅まで延伸できればいいのですが、民間路線との調整が難しいのもまた現実です。

そこで、いっそのこと、この岡山医療センター便の運行もデマンド型にしてみてはいかがでしょうか。往復５４キロの距離を空便で走る時間と燃費の無駄を省き、効率よく運行する。そして、運行経路にある空港の利用者にも対応できるように調整はできないものでしょうか。

先ほど町長も言われたように、デジタル田園健康特区事業の関係や移住の下見として空路を利用してこられる方も増えています。羽田空港から岡山空港まで１時間１５分という利便性が、我が町の売りの一つなんですが、空港から先、僅か２０分の距離は公共交通がなく、レンタカーかタクシー移動になります。調整は難しいとは思いますが、利便性と経済性の向上につながるとは思うのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

現在、岡山方面につきましては民間バス事業者のほうが路線バスのほうを運行しております。町のほうも岡山医療センター線を運行しておりますが、それぞれデマンドにするにしても、今後いろいろな形での協議が必要かなと思います。先ほど町長も申しましたように、町民はもとより、町外から来られる方の足につきましても、いろんな形で考えていかねばいけないというふうなこともありますので、そこらも踏まえまして、総合的に今後の検討研究課題とさせていただければと思います。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

では、運行事業者さんとお話をする機会がありまして、そのときに小学校統合に伴って導入されるスクールバスを室納兼信線のように、通学する児童と一般客を混載し、児童を

下ろした後はそのままデマンドタクシーとして運行すると効率がいいのではないかという御意見を伺いました。これに関してはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

小学校統合後に運用されるスクールバスにつきましては、あくまでスクールバス専用として運行をするために料金徴収のほうは行わないこととなってますので、一般の方と混乗することは、現在のところできないのではないかなと思っております。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

それから、タクシーの車内の支払いについてなんですが、デマンドタクシーを朝出発の前に準備されるとき、事業所で釣銭の準備をされます。それから、帰ってきたら売上げの精算、それから運転士さんは、車の中で釣銭の対応をされます。その様々な対応の省力化と、それから消費の町内循環のためにも、車内でのベリーぐっどカードでの精算を取り入れてはどうかと思うのですが。これはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

ありがとうございます。

今の時代ですから現金払いだけでなくキャッシュレス対応も必要になるかとは思っております。事業者等とも相談しながら、そのような対応、可能かどうかも含め、また今後検討してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

商工会のほうに伺いましたら、機材を積んでいただければできるということでしたので、ぜひ、前向きに御検討をお願いしたいと思います。

それから、今後スクールバスの台数増加に伴って、二種免許の取得者を確保しておく必

要も高まっていると思います。コロナ禍以降、バス需要が激減したことに伴って、多くの運転手さんがトラック輸送へと転職されてるそうです。一度バスから離れると、精神面と収入面からちょっとバスに戻ってくるのはってということが多くて、ほとんど戻ってこられる方がいないそうです。なので、今、バスの運転をされる二種免許保持者、非常に少なくなっていると伺っています。今後、デマンドタクシーが周知され利用が伸びた場合や、観光バスの需要が増えた場合、それを考えると心配だと事業者の方からも伺っています。そこで、新たな人材をあらかじめ確保しておくためにも、二種免許取得を希望される方の発掘と後押しが必要ではないでしょうか。免許取得後の確実な就業を求めるためにも、町内の交通事業者を通じての申請と免許取得後の契約を条件に補助金制度を設けてはどうかと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

ありがとうございます。

タクシーあるいはバス事業者におきまして乗務員不足につきましては、町内に限らず業界全体で叫ばれている問題であるとは捉えております。せっかく、町も進めております公共交通事業の維持をしていくためにも、吉備中央町地域公共交通計画の中におきましても生活に欠かすことができない公共交通を将来にわたって守っていくという目標の中で、公共交通の担い手確保に対する支援として、第二種運転免許の取得のための支援策を検討するというふうな形でも上げておりますので、町といたしましても、この切実な問題であるということは十分認識しております。今後の課題として検討のほうをしてまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

６番、河上真智子君。

○６番（河上真智子君）

へそ８（はち）バスの町内の８の字循環やデマンドタクシーは、地域ごとの運行制限がなくなったことで、今まであんまり行き来がなかった、あるいはしにくかった賀陽地区と加茂川地区の往来が増えることで、合併後もとかく何とか、何だか不思議な距離感があった２つの地域の心情的な一体感が醸成されるのではないかと期待をしております。

また、なかなか行けなかった飲食店や観光スポット、お買物の場所に行けることで、もっとお出かけを楽しんでいただきたいし、出かけることで刺激を受けて、御年配の方には元気で過ごしていただきたいと願っています。時期に応じた交通体系の見直しは、高齢者を中心とした移動手段を持たない方の足の確保にとって大変重要な取組です。単に移動の手段となるだけでなく、行きたいところに行きたいときに出かけ、自分で商品を選んだり、いろいろな人と触れ合って、心身ともによりよく生きていく、いわゆるウェルビーイングのためには欠かせない大切な取組です。地道な意見の吸い上げと改良で、町民の方が安心して使える、そして使いやすい交通手段になるような取組を、ぜひともお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

２番、加藤高志君。

○２番（加藤高志君）

２番、加藤高志です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問させていただきます。

当初、気になったトピックから紹介をさせていただけたらなと思います。もう早いもので１２月です。ちまたではボーナス、クリスマス、年越し等々にちなんだ様々なセールも開催され、思わずお財布も緩みがちですよね、私は緩みようがありませんけれども。そんな中、最近は各種のペイ、キャッシュレスの決済サービスですか、これが普及する中、先月の２７日でしたか、ＫＤＤＩは地方自治体と連携をして、各自治体の対象店舗で利用できるａｕペイ、これの割引クーポンを順次提供すると発表しております。恐らく、他の各社も追従していくことになるんだろうと推測をしております。

また一方で、１２月は、言うまでもなく年金受給月でもあります。先般７月に厚労省が発表した令和４年国民生活基礎調査によりますと、岡山県民の平均受給月額は、厚生年金が全国中の２０位で月が１４万７４１円、一方、国民年金が全国で７位で５万８，８１０円、また純粋に年金だけで暮らす高齢者は、およそ全国の中の４割に至ってると、こういった厳しい現実が浮き彫りにもなっております。

本トピックで提起したいのは、吉備中央町、町と商工会が国内の企業と連携をして、町

内年金受給者にスポットを当てたキャッシュレスキャンペーンなどを企画すれば、楽しみと、もちろん町内の事業者、商店を含めてなんですが、楽しみと幸せが町内に循環するのではないでしょうか。例えばですけど、キャッチとして偶数月の１５日は幸せの日とでも題しましてやっていけば、このＤＸともリンクして相乗も生起するんじゃないかなとも考えております。ぜひ、検討してみてください。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初は小学校、これ統合に伴って複式、これの解消が必須テーマとなっておりますが、それについてです。

統合に向け来年度中の複式解消、これはもうやり遂げる、これの一択です。解消の環境は、言うまでもなく教職員の充足、これが第一義ですが。万が一あってはなりませんが、万が一充足できなかった場合の対策処置、これを講じておくことが、さらに重要と考えております。

質問です。これ２つに分けておりますけど、一括で質問させていただきますので、答弁のほう、よろしくお願いします。

教職員充足に向け県教委等への御要望、これ調整を含めてですけども、この内容と現時点での、その手応えは。万が一充足できない場合の対策処置、これについてお伺いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

２番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

現在、来年度の教員配置について岡山教育事務所と町教育委員会、学校による協議を進めているところでございます。複式学級を有する学校への教員配置については、統合前年度と該当年度に３地域に配置される統合加配や複式解消加配、専門的な教員による専科指導を行う専科加配、非常勤講師の加配等、様々な加配を活用し、複式学級における学び残しのない学習指導体制の構築に向けて県教委へ要望し、教員確保について全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

その手応えについてでございますが、現在は岡山教育事務所と町教委や校長の人事ヒアリングを実施している最中ですが、確実に実施できるよう前向きに検討していただいてい

ると感じております。今後も引き続き町内学校の指導体制の充実に向けて、関係機関へ働きかけていきたいと考えております。

また、万が一充足できない場合はどうするのかという御質問でございますが。

町独自に教員を配置するとともに、県教委の加配を活用しながら複式学級の学習指導体制の充実を図っていくという方向性ではありますが、万が一さらなる教員確保が必要な場合には、学び残しのないように校内体制の工夫等も視野に入れながら指導体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

２番、加藤高志君。

○２番（加藤高志君）

了解です。しっかりお願いします。

少々横柄な言い方になるかもしれませんけども、教育長、お許しいただきながら聞いてください。思い起こせばですけれども、統廃合に関する住民説明会を経て、レイマンコントロールとちょっと違いますけれども、住民による意思決定によって複式の完全解消などを条件に合意形成が伴われて、統合となったわけです。教育委員会制度の意義にもあるように、教育は子どもの健全な成長、発達のために継続性と安定性を確保しなければなりません。教職員の充足については、冒頭申し上げたように１択です。ここの裁量は、しかしながら、学校の自主性もしくは自立性の確立、ここではないと私は個人的に考えております。改めて、そう認識をしていただきながら統合に向け、さらに教育委員会が主体的かつ積極的に教育行政施策を推進していただくことを強く要望しておきます。お願いします。

続きまして、中学校の不登校についてです。

都道府県別の不登校生徒数では岡山県は全国で４７位です。一番少ないということです。しかしながら、にもかかわらず、加賀中学校では登校生徒は少なくないともをお聞きをしております。この不登校生徒が減少しないのはなぜなのか。これも２つ質問を準備しておりましたが、一括でお願いします。

不登校率の高い要因をどう分析されているか。また、不登校解消の対策と処置、お願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

加藤議員の御質問にお答えいたします。

中学校の不登校が少なくない要因は、複雑、多岐にわたりまして個々の生徒によって状況が異なるため、一概には申し上げられませんが、精神的、心理的な問題や生活リズムの乱れなどにより不登校となっているケースが見受けられます。また、友人等との人間関係や学習の難易度が上がることなどから、学業への適用なども要因として考えられます。これらの要因は、単独ではなく複数が組み合わされる場合もあり、不登校問題に対処するには個別の生徒のニーズに合わせたサポートが必要であり、学校や保護者、関係機関が連携して取り組むことが重要であると考えております。

この不登校の解消対策措置についてでございますが。不登校解消に向けた対策は、先ほど申しましたように個別の生徒の状況や要因に応じて異なります。そうした中で、まずはきめ細やかな状況把握と情報共有を十分に行い、全教職員による組織的な指導の徹底について指導しているところでございます。

また、昨年度まで養護教諭として勤務していた教員を加賀中学校に自立応援コーディネーターとして配置するとともに、不登校傾向の生徒が学習や様々な活動ができる自立応援室を設置しております。自立応援室を活用することで教室には入りづらい生徒が個別に学習指導を受けることが可能となるなど、生徒の登校日数の増加等の望ましい成果が見受けられるようになりつつあります。さらには、ＩＣＴを活用したオンライン授業を行うなどの不登校対策やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家による対応ができる環境や児童相談所などの関係機関との連携した取組を進めるなど、学校の教育相談体制の強化を図っております。これらの対策は個別の事案によって対応が異なりますので、学校と家庭、関係機関が継続的に連携しながら、柔軟かつ効果的な対応を行うことが重要であると考えております。

○議長（難波武志君）

２番、加藤高志君。

○２番（加藤高志君）

これはもう、この場で私が言うまでもない問題なんでしょうけれども、不登校は非常にナイーブで難しいというふうに、私個人的にも理解をしております。明らかな原因がある場合と、またその一方でそうでない場合があるわけですよね。しかしながら、考えてみますと、小学校を終えて中学校、しかも町内唯一の加賀中学校です。１３歳から１５歳足ら

ずのですね、体は大きくなってますけれども、要は子どもが不登校でという形で、その１３歳、１５歳の子どもたちが全身全霊をかけて発している何かのメッセージだと私は捉えてるんですが、不登校という状態自体がメッセージであると。そう捉えることが、また共通認識としては非常に重要なのかなとも思っております。ぜひ、学校と家庭、それから状況によりカウンセラーもしくは医療機関等も含めて、関係各方面と一層の協力そして連携、これをしていただきながら、より包括的なアプローチが可能な体制構築、これを図っていただきますよう、重ねてお願いをしておきます。

続きまして、文化財保護、これは黒山地区の旭楽庭の管理という部分です。

黒山地区西谷邸の重森三玲さん作の旭楽庭、これがございます。三玲さんが本格的に庭園を勉強する前の昭和４年頃に作られたとされております。作品としては３作目とも言われておりますが、現存するものでは最古のお庭になります。もちろん、これは西谷さんのところの私有財産ではありますけれども、所有者が不幸にしてお亡くなりなった。それに伴って教委として今後管理はどうあるべきと考えているか。その意向についてお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

２番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

議員、御質問の旭楽庭については、現在、町指定などの文化財に指定されているものではございませんが、昭和を代表する造園学者である重森三玲氏と友達であった方の庭に作庭されたものであり、三玲氏の初期の大切な作品と認識をしております。これまで所有者の方が維持管理し、観光客の方々などが見学をされてきたところでございます。吉備中央町教育委員会といたしましては、個人所有のものについて管理を行うことは課題が多いと考えておりますが、この庭を含め地域の魅力づくりなどの観点から、地域での活用を含めた活動が計画される場合には関連する部署と連携し、今後の管理について研究していくことはできるのではないかと考えております。

○議長（難波武志君）

２番、加藤高志君。

○２番（加藤高志君）

それについて、ちょっと堅い話になるかもしれませんけど、改めておさらいという形で聞いていただきたい。

文化財の保護、保存そして活用は、芸術文化の振興、文化施設の設置運営また文化事業の実施は、言うまでもなく教育委員会が処理する事務の一つであります。文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これ平成３１年ですけれども、過疎化、少子化、高齢化などを背景に文化財の遺失や散逸等の防止が緊急の課題である。未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要とされてる。同法第１８３条にありますけれども、地域における文化財の計画的な保存、活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図れるよう、教育委員会として一層の主導的な積極関与を要望しておきます。

これは砕けて言いますと、私有財産がゆえに、そちら側から言ってこなければ動けませんよと、よくありがちな場面があろうかと思うけど、これはもう昔からよく言うお役所仕事ですよ、よくも悪くもですね。こうではなく、こういうふうに法的にもきちっと方向性について定められているからこそ、どっちが先に言ってこないからやりませんよ的な発想ではなくて、そちらのほうから、あれは貴重な、まだどこの指定も受けてないけれども、貴重な吉備中央町の文化財産なんだから、こういう形で整備をしてもらいたいんだ、あるいはこう考えてるんだという地域のほうに投げかけて、嘆願なり、上申なりを出していただくような、こういう働きかけっていうのは、どちらにアドバンスがあるというのは関係ない話だと思いますので、中盤で紹介した法のほうで触れられている遺失したりとか、もう散らばってなくなったりと、貴重なものが。こういうことが生起しないためにも、そういった不都合の垣根というのは、ぜひ排除していただきながら、これをどう守るか。ここに一点集中をして保護行政として取り組んでいただけたらと、このように感じます。よろしくお願いします。

続きまして、農作物の地球温暖化の適応策について御質問させていただきます。

地球温暖化は農業にも深刻な影響を与えており、水稲栽培では気温上昇によって白濁した未熟な米粒が発生、あるいは一方で果実栽培では着色不良などが生じるなど、生育初期の高温被害が本町でも発生をしております。

ここで質問、１つ目は、農水省では気候変動適応計画、今年８月に改定されておりますが、これに基づく取組の一環として適応策等を取りまとめておりますけれども、農業立町吉備中央町としての全般適応策、これは対策、方針を含んで、これをどういうふうに今、

方向立てているのか、お尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、お答えいたします。

本町においても、近年農作物の影響が出ていることは認識をしております。議員、御指摘のとおり、気候変動に適切に対応していく必要があることを認識しているところです。とりわけ地球温暖化による気温上昇への対策として、水稲では登熟期が高温でも品質低下しにくい品種の導入や、ブドウではシャインマスカットのような黄緑色系品種の導入などが考えられますが、本町では時間をかけてコシヒカリやピオーネをブランド化、産地化してきた経緯があり、直ちに新品種への切替えは難しく、当面は水管理と肥培管理の徹底により品質低下を軽減する対応策を取らざるを得ないと考えております。新たな品種の導入から産地化、ブランド化には時間を要することであり、新品種の導入に際しては、ＪＡや県普及センターなど関係団体と緊密に連携をしながら研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

２番、加藤高志君。

○２番（加藤高志君）

なかなかナイーブな、あるいは難しい部分もあろうかと思いますけれども、実際にもう、国内ではもとよりですけども、世界的に問題になってる気候変動、これに適切にあるいは適時に対応できるように模索あるいは研究等を重ねていっていただきたいと思います。

次に、栽培適地の変化、これ温暖化によって、要は北上してるということですよね、栽培適地が。これへの対応策あるいは適応策として、将来のふるさと米に高温耐性のある優良品種を選定して、試行的に、具体的な高温障害、これの回避策を構築すべきと考えますけれども、その辺はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山　仁君）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、近年の夏季における高温の影響から白未熟粒の発生など、米の品質低下が懸念されていることは承知をしております。

高温時の技術対策につきましては、施肥、水管理、適期収穫、病害虫駆除、高温時の影響を受けづらい品種の作付などが挙げられると考えておりますが、専門的な知識を必要とする具体的な高温障害回避策については、平素から県や農業改良普及指導センター、ＪＡ等の関係機関により農業技術の指導を行なっていただいているところでございます。

町においても、ふるさと米生産者に対して品質向上のために取り組んでいただきたい事柄について、引き続き啓発を行なってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

２番、加藤高志君。

○２番（加藤高志君）

繰り返しにはなりますけれども、地球温暖化によって稲作以外の農作物の栽培可能な地域が北上する傾向があり、気候変動が進行すると北海道での米の収量が増加する一方で東北以南では減少すると、こういうふうに予測もされております。この予測結果は、地球温暖化の影響に対する適応策を策定する際の重要な基礎情報であります。これらを鑑みつつ、備えがなく憂うことがないように先行的に適切な対策を、それと準備を図っていただけるよう、重ねてお願いをしておきます。

以上で質問は終わりますが、最後に付言をさせてください。

今、当吉備中央町にはプラスとマイナス、両方のスポットを全国から受けております。しかし、ピンチはチャンスとよく言いますよね。本当だと思います。ピンチはチャンスなんです。ある人の言葉を紹介させていただきます。

窮地に立つということは身をもって知る貴いチャンスであり、得難い体得の機会である。そう考えれば苦しい中にも勇気が出る。そう思い直した心の中に新しい知恵と勇気が湧いてくる。パナソニックの松下幸之助さんです。

どうか、改めて全町民と向き合っていただき、正面から。そして、今回の窮地を全身全霊で対処したとき大きなチャンスの扉が見えてくるのだと、私は一町民として、そう堅く信じております。吉備中央町は、あの窮地をよく乗り越えたな、すばらしいと、逆に評価

されるように一丸となって、そして両輪でこの窮地を共に乗り越えようではありませんか。執行部の皆さん、凛として頑張りましょう。

以上で質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで加藤高志君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後１時まで休憩します。

午前１１時５５分　　休　憩

（１１番　西山宗弘君　退席）

午後　１時００分　　再　開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

１１番、西山宗弘君が所用のため午後から早退です。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

１番、日本共産党の日名義人です。議長の許可の下で、通告に基づいて円城の浄水汚染の問題、デジタル田園特区事業、学校再編問題に関連して質問をさせていただきますが。どの質問も同僚議員と重なっている部分が多いようですが、それはそれで念頭に置きますが、それでも私の一方的な思いで聞かせてもらおうと思いますので、よろしくお願いします。

まず第１は、円城浄水汚染です。

安全な飲料水の供給は、自治体の責務です。それを担うのが水道課、この大前提がこの間、大きく揺らいだというように思います。ちょうど軌を一にしたように、１１月末にはＷＨＯ傘下のＩＡＲＣ、国際がん研究機構がＰＦＯＳは発がん性がある、ＰＦＡＳは発がん性の可能性がある、それぞれ４段階の評価基準の最上段と２段目に位置づけたという報道がなされました。有機フッ素化合物、ＰＦＡＳの毒性への関心、警戒がこういったことを機会に大きく全国的に高まっていると思います。ちょうどこういう時期に前後して政府厚労省も令和２年から新たに暫定的ではあるが、２項目を水質検査項目に追加しました。

私は、これまで日本では米軍基地、横田基地あるいは大阪の摂津のダイキン周辺、いわ

ゆる製造会社周辺の汚染などは主に注目されているというふうに思っていましたが、この間、数えるだけでも静岡、岐阜、愛知、大阪、兵庫、熊本などなど、全国的にこの濃度のＰＦＡＳによる河川、地下水、その他、水道水、土壌汚染が明らかになっている、こんな事態になってきました。

本町でもまさかの事態、河平ダムを水源とする円城浄水から有機フッ素化合物、ＰＦＯＳ汚染が発覚し、円城と周辺地域の５２２戸、住民約１，０００人の給水停止、外からの緊急給水採用、こういう事態になりました。それに重なって、水道課の水質検査結果への不適切な対応、結果として汚染実態が３年間住民に伏せられてきたということも明るみに出、町と担当部署への住民の不信と不安が広がる事態となってしまいました。残念な経過を踏んだと思います。こういうことを前提にしながら質問をさせていただきます。

１つ目は、今回の水道課の対応について、２項目追加検査と残留塩素の測定結果への不適切処理は、基本的にはガバナンスまたは処理規則へのコンプライアンスの欠如、これがあったと指摘せざるを得ないと思いますが、この規定と照らしての不適用対応の事実と、その結果を関係機関へ送った等の一連の作業が進んだと思います。その一つ一つをもう一遍確認しておきたいなと思います。時系列的にポイントを絞って適切な対応だったという中身を確認をさせてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今回の円城浄水場に関する不適切な対応等につきましては、議員おっしゃられたとおり、管理体制や法令遵守についての意識が本当に低かったと、そのようなことが招いたと反省をしております。そして、この対応の再確認ということでございますが、この再確認につきましても、令和２年から遡って、それの調査報告等々の間違いの数値を送る。そして、県のほうにも３年、４年につきましても、その数値が基準に達しておらず、その報告書そのものは、県を通じて日本水道協会のほうに行ってますが。ただ、数値がクリアできてなかったらもう一枚の報告を県に出すということになってますが、そのことができてません。そのことにつきましては、本当にこう、管理体制と併せてしっかりした、やるべきことをやるという基本ができてなかったと認識をしております。そのことにつきましては、町を含めてのガバナンスができてなかったと認識をしておりますので、さきの答弁で

も言いましたとおり、再構築をしたいと考えています。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

概略の説明がありましたが、改めて質問したいんですが、事の発端となった健康センターからの追加検査とセンターからの検査結果は、いつ本町に届いて、その後の処置として異常の数値を本来なら付け書を添えて送り返す。その送り返した先はどことどこなのか、少し丁寧に説明してほしいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

それでは、日名議員さんの質問にお答えいたします。

今回の状態が分かりました内容といたしましては、まず令和４年度の水道統計調査に登録する基の水質検査結果です。管理項目の結果の数値が大きなものが出ていたということになります。この検査自体は、昨年の１１月にこちらの町のほうへ届きました。その報告のほうは、今年９月に行なっております。これは、前年度の数値を翌年度に報告をするという、これは例年そのような形を取っております。報告先は、県の備前保健所でございます。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

少し、僕は、県のほうにも目が届かなかったところがあるんじゃないかというふうにも思えて見たんですが。結局、保健所のほうへ結果を送ったということだけですか。県の他の、例えば健康センターとか、そういうところにはそういう報告は行っていないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

水道課として報告をしたのは備前保健所です。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

報告の結果をどう処理したかということについては、分かりました。

それでもう一点、水質検査をやったら、当然委託を受けてやってるでしょうから、それに対して検査料、請求があったと思うんです。その検査料の収支、どうなっているでしょうか。あったかなかったか、その収支がちゃんと手元に書類としてあるかどうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

検査を行なった検査費用の収支ということでございますが、その問題がありました検査についてということでしたら、それ自体の把握はしておりません。通常の、今現在も行なっております水質検査等につきましては、当然請求もありますし、それに対する支払いも行なっております。同様に、そういったことはなされているというふうに認識しております。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

細かいことをくすぶり出そうというような意味じゃないんです。結局、僕が聞いてる範囲内では１件３万６，０００円、これを２年分をまとめて支払っているというふうにお聞きしたんです。そういうことも含めて、事実経過として確かめたいなと思いました。後、確かめてみてください。それはそれでひとつ確認をしていただけたらと思います。

細かいやり取りは、県との関係は県への牽制にもなるんじゃないかという危惧を持って聞いています。ですから、保健所と水道課の関係だけでなくって、もう少し、飲み水ですから県も本格的に点検、こういったことをする必要があったのじゃないかというふうに思いますので、しつこく聞かせてもらいました。

ところで、給水を停止して、そして緊急に給水体制を取って、皆さんの努力、関係者の皆さんの本当に多としたいところです。浄水場の復旧対策が取られて、一応の一つの山を

越えたと思いますが、改めて県への対応状況、今後の現場自治体、吉備中央町のこれからの課題をお聞きしたいと思います。という意味では、まず第三者による委員会が設置されました。これは、事態を専門家の立場あるいは外の目から真相究明するもの、的確な提言が待ち望まれるということだと思います。

ただ、私はここで、ぜひ町長に心構えとして受け取ってほしいんですが。こうした外からの目あるいは第三者の指摘を待つまでもなく、もう既に課内をはじめ、あちこちで自浄作用、いわゆる何でこんなことになったのかという、そのことの反省が進んでいるだろうと思うんです。また、進んでいなかったらおかしいなというふうに思います。そういった意味で、この第三者の提言の上に自浄作用が相まって、初めて本格的な体質改善が進むだろう、こう思います。

私もかって上下関係の中で過ごした時期、若いときありましたので、いわゆる管理体制が強化される。僕らそのときに締めつけというふうな言葉を使ってましたが、締めつけがきつければきついだけ、どこに目が向くかって、小さなとこに目が向きます。元に戻らない、なかなか。そういうところのほうが点検しやすいんですよね、上から見たら。というふうなことで締めつけじゃなくって本当に課内で自浄作用を起こし、その自立の下に本格的に水道課であれば安心・安全な水が住民に提供される。こういう状態をつくり上げることが、今、非常に大切なことだろうというふうに思います。そういった意味では、改めて第三者をつくりました、提言が出ましたというだけでなくて、その役場のトップである町長がどういう内容で、職員にしっかりと戒めも含めて働きかけていくか。この心構えというんか決意というんか、その方向性について町長の見解をお聞きしときたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

さきの他の議員の答弁でも申し上げましたとおり、やはり今回の事案につきましては、根本的なやるべきことができなかったというようなガバナンスの不徹底が要因だと、大きく反省をしております。そういうこともありまして、この事案が起きて、すぐさま幹部会も開きまして、その幹部会の中でも、これは水道課だけのことではありませんよということで、各課それぞれやるべきことができてるか、その体制かどうか、もう一度徹底してくださいということをお願いしました。

各課については、それぞれ班長から下、各職員まで、その言葉は伝わってるものと思ってます。また、今後もそれを徹底していきたいと思います。そして、今回の水道課に対しましてのことでございますが、１２月５日に第１回の第三者委員会が開かれました。今後二度とこのようなことがあってはいけません。このようなことを起こさぬためにも原因究明など、しっかり取り組んでいかないといけません。私も含めて水道課の職員につきましてはしっかりと反省する、何がいけなかったのか反省する、私もしようと思います。改めて真摯に、この職務に当たっていただきたいということをお願いもしました。そして、この責任者としてしっかりと現場にも目配りをして、これからはそれぞれこのようなことを確認していきたいと思います。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

当然、各課の責任者から必要な点検は厳重にやっていただく必要がありますし、働きかけもしてもらわんといかんと思うんですが。私は、改めてこの円城の住民からいろいろ聞こえてきた、今回の水の問題で住民から役場に問合せが行く、それに対する返事、あれこれ、えっ、何でこんな役場、こんな対応になるのというふうな声も幾つか聞きました。そういった意味では、住民との関係で役場は仕事が進んでいるんだ。町長は、町民に寄り添うというふうに言われました。職員一人一人が住民に奉仕する、住民の願いをしっかり酌み取って、そしてそれにしっかりと応えていく。これが役場の職員の、自治体職員の基本的な役割だと思うんです。いわゆる福祉増進、このことの専門家の集まりなんだという自覚を、ぜひ喚起していただけたらというふうに思います。

次に、行こうと思います。

ＰＦＯＳ汚染が、先ほども言いましたが、基地関係あるいは関係製造企業周辺で発覚した。原因究明、救済対策を求める住民運動に押されて、政府も無視できなくなりつつあることは、先ほど述べたとおりですが。基地、製造企業もない本町、この吉備中央町とよく似た立地条件と思える自治体から、今度はこのＰＦＯＳの汚染があちこちから報道されている状況になっています。

少なくとも、吉備中央町では河平ダムの汚染、これがもう目の前にはっきりしてきた。そして、それを汚した汚染源もかなり特定できるとこまで来た。特定してもいいというとこまで来た。言うてみたら９９％までは物事はっきり見えてるのが、住民みんなの認識で

す。あと１％、特定の名前を挙げてあれこれ言えないところかもしれませんが。でも、吉備中央町の場合は、そうやってほぼいろんなことが見えてきたわけですが。他の県、他の地域のことから見れば、まだまだ漠然として、基地もなければ製造企業もないんだから、何でやろか。いわゆる産廃の問題じゃないだろうか。そこが発生源ではないかというふうに想像されるという状況だろうと思うんです。そういった意味では、非常に特定をしてきちっと対策も、ある意味では取りやすい状況にあるのが、今回の円城の汚水問題だと、そういう意味では典型的な原因を究明して、そして対策を立てていく。しかも被害者も５２２戸、約１，０００人給水対象者だと、被害証明というもの、仮の証明も出すというふうに言われましたが。そういった意味でも非常に特定しやすい。言わば典型的な、これに対する対応策をつくり上げるのには、ある意味では特定がはっきりできるわけですから、やりやすいというんか、思い切った手も打てる。そういう意味では、全国的にも先鞭というんか、いい役割を果たしていけるチャンスでもあろうと思います。こういった発想では、もう既に同僚議員からもいろいろ提起ありました。ぜひ、ピンチをチャンスにというふうな言葉で言われましたけれども、そういった視点で対応していく必要があるというふうに思います。

そういう意味で、私はこんなのに気がつきました。令和３年ですが、県の行政指針ということになるんでしょうか、特に産廃問題で今まで一遍使ったものでも、さらに再利用できるようなものについてはリサイクルができれば有価物だということで、産廃扱いにしませんでした。広面のことで、そのことにもしっかりと気がついたんですが。そのため、結局ごみが放置されたままというふうになってしまいました。ところが、実際、私が言おうとしていることは、令和３年に企業がそんな形で逃れるのを少しでも食い止めるために、本当に有価物なのかどうか、また本当にそのように対応してるのかどうかを県が放置しにくいというか、放置しないような規制というんか、歯止め、これが働くような指針がつくられています。改めて、その存在を御存じだったでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

（１番、「指針を見られたことがあるでしょうかという意味です、県の。というのは、今度の場合も、きっと円城、積み上げられた、あれはリサイクルできるから。」の声）

日名議員、お座りください。

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

通告にはございませんでしたので正確なことは言えませんが。私自身は途中までは知ってますが、その指針を直接読んだことはございません。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

ぜひ、目を通していただいて、そういう方向で県もそれなりに配慮しようともしてる。でも、逆に言うたら、それを利用してきちんと、今度の財産区に放置されてたあれがリサイクルできるからというんで、産廃じゃないというふうな抜け駆けはできないように歯止めをかけながら、きちっと特定をし切って、そして必要な対策を求めていく。もちろん、一企業にそのことを要求してもどうなるのかという、いろんな見えないところがありますけれども、県と一緒になって原因を最後まで追及し切る。それから、同時に河平ダムそのものが今のままだったら死に体ですから、ここをどう汚染から守るのか、今後再利用できるのか。さらには宇甘川を通じて下流への影響等も幾つか聞いてますので、そういったところに対する対策ということも含めて、厳重に対策を取っていただけたらというふうに思います。そのことを、まずお願いしたいと思いますし。

それから、もう一つ、血液検査等についても、健康被害についてもお聞きしたいと思うんです。

聞くところのによると、このＰＦＡＳは、環境中では数千年も分解されないような化学物質だと、化合物だというふうに聞きます。体内に一遍入ったら排出もされにくい。ということは、長期にわたってこれを一遍体に入れた住民から見れば不安がずっと続くということになるわけですから、本当に一過性ではないんだという認識の下に、将来を見通しての血液検査、健康被害、本格的な対策、もう質問は今までありましたので、同僚議員から、改めて再確認をさせてもらおうと思います。

特に、専門委員会の動向が注視されてるようですけども、専門委員会は専門的な見解をいろいろ、今の与えられた条件の下でされると思いますが。ある意味では、町長は住民に寄り添うというふうに言われてるわけです。住民の心配、それはないんだよじゃなくて、心配にそのものを正面から受け止めて、どう対応するか、ここのところを再確認しておき

たいと思います。よろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まず、原因究明につきましては、今やってることをきちっと進めて、その背景を明らかにしていくことが、御迷惑をおかけした町民の皆様に対しての不安の払拭の基本になるものと考えております。ぜひ、しっかりとした究明はしていきたいと考えてます。

ただ、河平ダムそれから河川等々につきましては、これ管理者がダムにつきましては県です。また、河川につきましても県です。ですから、県と町と同じ目線で、それぞれの究明をしていきたいと考えております。

そして、健康につきましては、現在健康影響対策委員会を設置いたしまして、健康への影響と対策について審議をしていただいております。今年度中には提言を出していただく予定となっております。それを受けまして、町としての対策を進めてまいりたいと考えています。また、国や県に対しましては健康影響及び環境に対する評価につきましては、科学的根拠に基づいた知見を示すように、しっかりと要望していきたいというふうにも考えております。

そして、国による専門会議で地域保健活動を通じ健康指標に関する既存の統計を用いるなどして、町民の健康状態の把握をしっかりし、情報発信することが望ましいというようなことも言われてますので、健康診査等々についても行いたいし、またその費用につきましても県のほうで何らか考えていただくようなことも要望していこうと考えてます。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

今の答弁の中で２点、１点目は、河平ダム管理者は県ですから、当然県が全面的に責任を持って、再利用できるように持っていくのは当然だと思いますし。ただ、吉備中央町にあるということで、吉備中央町の町として果たす役割も大きいんじゃないかなということが１点と。

それから、もう１点は健康被害の件ですが、対策会議で私たちも最初の報告を聞いたときに、まだ日本では基準も必ずしも正確なものができてないということと、知見もたまっ

ていない。だから、本当に心配していいものかどうかという両面取れるような説明がされました。しかし、この僅か１～２か月の間に、もう今そんな状況ではないんだということがはっきりしてきたと思うんです。ということは、国の態度が後手に回り始めているのがはっきり見えてきたということだと思うんです。そういった意味では、国がこう言うてるからという、それを越えて町の基本姿勢を確立して対応していくという、そこのとこが非常に大切になってきてるように思うんですが。健康被害と今後との対応の基本線についてどう思われるでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

確かにＷＨＯがあのような基準を上げるというようなことを出されました。それとは別に、やはり数字としてしっかりとこういうような、例えばの話、血中濃度がこうなればこういうような影響が出ますよと、何も分かっていません、今はっきり言って。そういうような状況でなかなか、町民の方に本当にこう、少しでも軽減できるような説明ができないとこが一番苦しいとこでありますので、しっかりと、国についてはその根拠を持った知見を出していただきたいと思います。そのことが、やはり今不安を本当にこう、大きく抱えられてる方の不安を少しでも和らげることにもなりますので、はっきりとした、本当にこう数字を持った知見を出していただきたいです。もう本当にこう、私も思いますので、県のほうに、国のほうに、そのことは要望していこうと思います。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

まさに、今答弁ありましたように、地方自治体、町村の一つがしゃかりきになっても、なかなか基本的なところが本当はつかめない。そういう中でどう対応するか。やっぱし住民に寄り添うんだという、繰り返して町長は言われてる。その基本線ということと同時に、その曖昧な状態を早く克服するためにも県や、特に国の果たす役割は大きいんだということを踏まえて、働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

２つ目の問題に移ります。

時間がなくなってきたので、焦った形で質問をしていきますが。

スーパーシティを名乗って、そしてデジ田特区に本町も指定されました。その内容を進める基本的な体制としては、事業は発注者、対策協議会が発注をし、そしてここへは企画課も後で入られました。受注者がＬＬＰ、これが受注者というふうな基盤体制、その下でプロポーザルが展開されて発注をされ、そして１年目の事業が実装されていったという大きな流れだったというふうに思います。

ただ、問題は、この多額の交付金も一塊で渡されたにもかかわらず、その一部では今回も是正措置をしなければならないようなＥＶ車の失態が見えたというふうに思うんです。僕は、改めてこういうことになるのを食い止める一つとして、対策協議会の中には経理士もおるし、町の監査委員も入ってというふうに言われましたけれども、改めて思い直すと、やっぱし発注をし、そして物品を購入する、役場であればかなり厳密な手だてを踏んで、確かなものを購入する。確かな、そういうお金の流れを踏まえてきたかと思うんですが、そのことがどう、残りの特区事業で生かされていくか。これらの信頼を回復するためにも非常に大切だというふうに思うんです。そのあたりで、改めて私は職員プロジェクトチームが参加して、そして職員の目で見て、意見も言える場がつくられたという意味では大きなプラス面だというふうに思うんです。問題は、本当にそういう機能が、職員プロジェクトチームが果たせれるのかどうか、果たしているのかというあたりです。そのあたり、どう見ておられるでしょうか。現状をお聞きしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、１番、日名議員の御質問についてお答えさせていただきます。

デジタル田園都市推進事業においては住民アンケート等による御意見、御要望等を踏まえながら、本町が抱える地域課題の解決や魅力向上に向けて、庁舎内の各課の職員で構成するデジタル田園都市国家構想プロジェクトチームを立ち上げており、デジタル田園都市推進事業を役場全体の事業として捉え、住民サービスの利便性向上を図るため、各課が所掌する業務における課題や問題点また各課からの提案等も事業に反映しながら、より住民ニーズに沿った事業となるよう取り組んでいるところでございます。

なお、本交付金は、事業の実現に向けて地方公共団体、民間事業者、地域の団体、専門家など、地域内外の関係者が参加、連携する体制を構築することが要件となっております

ので、本町では我々行政と専門的知見を有した民間事業者等で構成するデジタル田園都市推進協議会を設置し、事業の推進を行なっているところです。事業推進に当たっては町としての方針、方向性を示しながら、本町の地域課題の解決や魅力向上につなげてまいります。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

今の御説明そのものは納得するんです。問題は、そういうことが具体的にどう展開されていくのかということなんです。そういう意味ではしっかりと、自分が全て主体になって動くんじゃないわけですから、他の団体等が、しかも専門的な企業等が入ってきている。そういう意味では、なかなか物が言いにくい状況もあると思うんですよ。というところまで踏み込んで、そういうところに踏み込んで目を届かせることが必要なんだということを重々確認をさせてほしいと思います。ぜひ、３月には今年度のまとめ、収支報告等も出てくると思うんで、そこにどういう点が改善されてきてるか確かめたいと思いますので、よろしくお願いします。

ということで残り時間が少なくなりましたが、学校再編問題に移ろうと思います。

実は、私の校区の跡地利用や、この閉校記念行事なんかに参加しておられる委員さんから注文やら質問がありました。１つは、確かめ直してみたんですが、文科省もこの廃校に関しては一定の文書も発行してますね。地方公共団体における廃校の活用に当たっては、以下の点が重要ですという指摘をしていました。廃校は、地域の思いが詰まった施設であるため地域の意向を踏まえながら検討、活用を進めること、こういう原則を３つ目に挙げてました。これは、町長も教育長も同趣旨のことが今までも語られてきたと思います。

そういう中で、この廃校に向かっての地域の取組がどのように進んでいるのかな。また、地域の、今言った思いをしっかり酌み上げて具体化していくためには、どういう段取りが必要と思うか。このあたりを、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

１番、日名議員の御質問にお答えいたします。

学校閉校後の跡地利用については、御指摘のとおり、それぞれの地域において思いは多くあるものと考えており、地域の意向を踏まえながら進めるという観点から、まず地域でどのような利用が考えられるかの提案を出していただくことが最もよいのではないかと考えており、既に協議が進められている地域もあると聞いております。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

はしょって前に行こうと思います。

という形で地域でも動きが始まっているやに思いますが、地域は、どう言うたらええんか、本当に小規模学校がほとんどでしたから、また地域の過疎が相当進んでますから、地域力自身が相当後退してるというふうにも思えるんです。それに対して、国は国でそれなりの補助事業を跡地利用に、規約をしてますよね。これ見てたら、総務省からずっと農林省、林野庁、本当に他の省庁も関係省庁をぐっと広げて補助事業を考えているようです。だから、そういったことも、ぜひ活用できる部分を地元に提起をしながら、いろんな利用の仕方、目を開いてもらうというふうなことも含めて可能だと思うので、そのあたりの配慮を、ぜひお願いしたいというのが１点です。

それから、もう一つは、地域の思いを酌み上げていくために、例えばどういう順序を踏んで、廃校計画がつくられていくのか。その典型的な例も、ぜひ地元に紹介していただきながら、いつの間にか地域から見て、こういうことになってたというふうなことにならないように、まさに地域ぐるみの思いを跡地利用に反映できる。そういう方策を大切にしていく必要があるというふうに思いますが、その辺、そういう視点はどうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

学校は、町にとって貴重な財産であり、地域コミュニティの活性化にも寄与してきたものと認識をしております。次の役割、活用策を検討していくに当たっては、地域住民の思いを重視して進めてまいりたいと思っております。しかしながら、人口減少社会における厳しい財政事情を鑑みると、町の運営だけでは先行きが見通せないことも考えられます。

民間の資本をうまく活用しつつ、地域の実情やニーズを踏まえて検討することが望ましいと考えております。そのため、今後の跡地活用の考え方に当たっては、地域の意向等を踏まえた上で跡地活用の実現に向けた方向性を内外にお示しし、地域のニーズと民間市場の動向も踏まえながら、魅力ある持続可能な活用を目指していきたいと考えております。

なお、現状の跡地活用に関する情報等につきましては、広報きびちゅうおう１月号に掲載し、町民の皆様へ周知を図っていく所存です。

以上です。

○議長（難波武志君）

１番、日名義人君。

○１番（日名義人君）

国の補助事業の一例ですけれども、例えば過疎地域持続的発展支援交付金、こういうものも、総務省の管轄ですが、利用できるというふうなメニューが幾つも並んでました。今、民間の力も借りるということが２回も繰り返されて説明されましたけども、民間は民間で、ぜひ利用できるところは、地元住民が受けられるならば、条件付でそういうことがあり得ると思うんですが、やっぱし基本的には、その地域がどう活用できるかというものを基本にしながら構想が進んでいくのがより望ましいんじゃないかと、私自身は思ってます。そういった意味で各種の条件を取りそろえながら、何が実現できる可能性があるのか、どういう条件をそろえれば、それが実現できるのかあたり、ぜひ研究し、地元に返してほしいなと思います。

もう一点、今、ごめんなさい。

○議長（難波武志君）

議員、時間、超えてます。

○１番（日名義人君）

３０秒、延長、お願いします。

○議長（難波武志君）

新しい項目に入るんですか。

○１番（日名義人君）

はい、もう終わり、新しいんじゃない、今の続き。

○議長（難波武志君）

いやいや、不可能です。だから、時間です。

○１番（日名義人君）

じゃ、一方的に言うて終わります。

閉校記念に対する財源措置を、ぜひ考えてほしいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（難波武志君）

これで日名議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより２時まで休憩します。

午後　１時４９分　　休　憩

午後　２時００分　　再　開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで先ほどの質問に対しての歳原水道課長より答弁の訂正がありますので、水道課長、お願いします。

○水道課長（歳原雅則君）

失礼します。先ほど日名議員さんの質問の中、令和４年度の検査報告書の受領についての答弁をさせていただきましたが、先ほどは１１月と申し上げましたけれど、４年度の検査の報告書の受領のほうは、１０月の誤りでした。訂正して、おわび申し上げます。失礼いたしました。

○議長（難波武志君）

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

ただいま議長の指名を受けましたので質問いたします。９番、成田賢一です。

まず初めに、ちょっとおわびといいますか、謝罪をしたいと思います。

水質検査計画、水道課が令和２年度には公表していたんですが、３年、４年と公表されていませんでした。令和２年１０月２４日から、私、吉備中央町議会議員の任期が始まっておりました。令和３年、４年の中で水道課がこちら、水質検査計画の２ページ目に毎年公表と書かれていたことを見落としていて、調査そして追及できなかった。それによって町民の皆様に御迷惑をおかけしたということがありますので、議員としておわびを申し上

げたいと思います。

では次に、この水質問題について様々な関係団体が支援をしてくださいましたので、感謝の思いを込めて述べさせていただきます。

人的支援、岡山県、岡山県広域水道企業団、吉備中央町社会福祉協議会。給水対応支援、日本水道協会岡山支部、岡山市、倉敷市、高梁市、津山市、真庭市、総社市、新見市、瀬戸内市、玉野市、備前市、笠岡市そして美作市です。そのほか町内の企業、そして何よりも町民の皆様が支援くださいまして、おかげさまで水道がもう一度使えるようになったということです。本当に、皆様、ありがとうございました。

では、質問に入ります。

現在、町は３つの大きな問題を抱えていまして、そこには行政運営の不透明さが存在していると私は感じています。円城地区での水質汚染問題、こちら虚偽とも思える報告、改ざん、隠蔽と思われても仕方がないという事実、入札をめぐる裁判に対する説明責任を果たさない点、そしてデジタル事業における物品の購入や契約等で不透明な部分があるということです。

この１２月議会、町長の専決処分により町の事務執行適正化に係る第三者委員会の設置条例が制定されました。私は、ここで質問した際に答弁が不明確だったので、１人、この条例に承認ができないという姿勢を取らせていただきました。そこで再度、３点尋ねます。

まず、条例第３条、この委員会の構成が書かれております。調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者で構成されていると書かれているんですが、実際には法人同士で考えますと、岡山大学の教授がこの第三者委員会の委員に選ばれているということは、岡山大学と吉備中央町はデジタル事業で利害関係にあるということがあります。この選定に関する、まず説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

９番、成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

成田議員の御指摘のとおり、令和４年４月、本町は岡山大学と吉備中央町との連携、協力に関する協定を締結しております。この協定では本町が取り組んでいくデジタル田園健

康特区関連事業に関する協定書でございます。今回の第三者委員会委員の選定につきましては問題となっております本町の水道事業に対し委員それぞれが利益、不利益の関係を有するかどうかという点が重要でございます。この点、各委員への確認をしっかり行なっておりますので、問題はないと考えております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

どのように、それは確認をしたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

デジ田事業に関わっていない水道課が何かデジ田事業にするとかというふうなことではないので、利害関係はないというふうな形で弁護士さんのほうにも確認しております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

この条例の第６条にオンライン会議出席希望する場合は許可があれば大丈夫だということなんですね。岡山大学、地方自治法を教える先生は香川大学から来てます。そのように考えますと香川大学、つまり岡山大学ではなくても県外もしくは遠くてもオンライン会議が出席可能であれば選定できたはずなんですね。なぜ、岡山大学の先生だったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

町といたしましては、県内有数の大学である岡山大学が適任であるというふうな形で判断をさせていただきました。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

すみません。全く理解ができないんですけど、それが根拠なんですか、岡山県にある大学だからですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それも一つでありますし、近隣の自治体において第三者委員会が開かれた中におきましても、岡山大学のほうに入っていただいたというふうなこともありました。また、オンラインでというふうなこともありますけど、実際、できるだけ現地で参加できる人にも入っていただきたいという思いもありますし、県外、遠くなくても県内にある大学で優秀だと判断して、お願いできるというふうなことでありましたので、岡山大学さんのほうにお願いしたとこでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

この岡山大学の先生は、専門は御存じですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

岡山大学大学院の法務研究科の教授であります。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

いや、それ所属の話であって、私、専門分野を聞いたんですけど、御存じなんですかね。専門は、公正取引委員会独占禁止法が専門の先生なんですね。その岡山大学のどなたがその方を推薦したのかということも問題になるかなと思うんですが、もう次に行きます。私は、不適切だと思います。

さて、第５条で会議は公開しないと、ただし委員長が必要に応じて会議の内容を公表す

ることができるということで、これ第三者委員会ですから、ほかの自治体のこの第三者委員会設置条例を見ますと、原則公開、ただしプライバシーに関わることがあれば、ちょっと非公開にするということを条例で定めているところもあります。なぜ、吉備中央町は原則公開にしないのか説明してください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

第三者委員会につきましては、地方自治法第１３８条の４第３項に規定する町長の附属機関であり、町長の諮問に応じて、公正中立な立場から調査、審議、答申を行う独自性を持った機関と認識しております。このため、会議の公正な運営を確保する観点から、議事内容が個人情報に関するものや公開することにより委員の率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから公開しないものとしております、それぞれ他の事例でも公開するしない、両方示されてるものがありましたけど、吉備中央町は原則は公開しない。ただし、必要に応じて必要な部分については、委員の意見を聞きながら公開をしていくものでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

先ほどからピンチはチャンスだという言葉が出てますが、今までの考え方だと公開じゃないんでしょうね。私だったら、これ公開ですよ。それぐらい生まれ変わらないといけないと、そういう役場になっていると私は思います。

さて次、第７条、こちら報告のところで、委員長は、進捗状況、必要に応じて町長に報告するとあるんですが。こちら、ほかの地方公共団体のこの条例を見ますと、この進捗状況を広く議会に素早く報告、そしてその都度町民の方々に公表ということで設置している自治体もあります。なぜ、吉備中央町はこういった形で、必要に応じて報告なんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

第三者委員会の会議の運営上の方針につきましては、当該委員会の長が会議に諮り、決定してまいります。

第７条に規定する委員会からの報告があった場合には、プライバシーに配慮するとともに、今後の委員会が行う調査や会議に影響のない範囲で検討してまいります。

報告につきましては、条文ではそのように書いてありますけど、必要に応じて必要な部分については、進捗状況あるいは決定した事項につきましてはそれぞれ報告をしていきます。条例につきましては、それぞれの自治体で表現の違いはあろうかと思いますけど、町としても、できることについてはしっかり皆様にお知らせをしていきます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

１２月４日の議会の初日で、この答申書についてなんですが、町長はなるべく公表すると答弁されてました。これ積極的に必ず公表すると言っていただけないかなと思うんですが、その辺のお考え、いかがですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

言葉のあやかも分からない、なるべくですから限りなくやるという思いです。よっぽどのことが、プライバシー等々のことで、どうしてもこれは駄目だと、どうしてもという以外は、やはりやるべきだと思ってます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

何て言えばいいんですかね、何か、あっさりしないというか、さっぱりしないというか、なかなか難しいなと思います。私、普通に会議は公開を基本にして、報告も逐次報告をして、議事録も公開をして、それが本当の意味での問題を解決するための第三者委員会じゃないかなと考えます。

さて、こういった、そのなるべく公表するであるとか、報告も委員長が必要であればす

るとか、何かちょっとこう不透明さが残るんですよね。いろいろ考えてみたところ、町はこれデジタル化を進めているものの、いろいろなことが公表が非常に乏しいなと、ほかの自治体と比較するとですよ、はい。

こういった議会のやり取りも、ほかの自治体、市町村、市だけじゃなくて県レベルでもなくて、町や村レベルでももうユーチューブ等で、皆さん、いつでも御自宅で見えるようにもう整備をしております。私、そういった形でどなたでも気軽に、議会のこういうやり取りが見えるということが、今この吉備中央町にとって最も求められる一つだと考えるんですが。町長は、この議会の中継や録画をユーチューブで配信するということに対して、どうお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議会の中継をユーチューブで発信すべきというようなことですが。このことにつきましては、やはり議会でのことでありますので、基本的には議会に委ねられるものと考えております。しかしながら、私の思いとしては、町の行政運営について広く、国民全員というまではどうかなと思いますが、町の行政運営について広く、透明性とか、情報提供のために町民の方々にお知らせすることは大事だと考えております。

ただ、ユーチューブ発信には多くの課題やリスクも現実あります。例えば議会中継には一般町民や職員の個人情報が映り込む可能性もございます。プライバシーや個人情報の保護に関する問題も、やはり想定されます。また、休憩中に発信される内容が適切でない場合、また不適切な表現や誹謗中傷が含まれる可能性も出てきます。これらの課題を対処するためには事前の中継のルールや、それからガイドライン等々、策定も必ず必要になろうかとも思います。

実は、今までユーチューブによる議会中継も、私は町民への透明性とか、それから情報提供にとって大変有効な方法と思っておりました。しかし、このところの感想をちょっと言いますと、地方自治体のユーチューブでの議会中継は、その目的趣旨に沿っているとは、私は必ずしも思わないようになりました、このところ。ともすれば、特定議員それから首長のパフォーマンスの道具と化しているところもございます。そして、その自治体との全く縁のないユーチューバーのビジネスに使われているところも大変見受けられます。

そして、面白おかしく誹謗中傷も交えて、自治体そしてこの議会を取り上げてということも、私は多々見ます。確かにデジタル技術を使って課題解決や人口減少下の中でＤＸの活用は今後一層、私は重要になってくると思います。しかし、この議会中継を全世界に不特定多数を対象に発信することは、今現在ではこの町にとってメリットよりもリスクが、私は大きいと変わりました。しかしながら、町民の方への情報提供は絶対に大事です。今日もケーブルテレビさんがされてます。そして、告知放送もします。そのような形の中でしっかりと情報提供は、今はすべきだというふうに率直に思ってます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

ほかの自治体、岡山市なども行なっていることをそうやって言うのは、ちょっと時代遅れかなと、私は一言申し上げたいと思います。

さて次、裁判の説明責任なんですが、９月議会でも質問したんですけれども、町民の方々、裁判の経過の説明を求めているんですね。８月２１日にＮＨＫ岡山で報道されました町内の土木業者が、町が発注する工事の指名競争入札で合理的理由がないのに３年間にわたり指名を受けられずに、入札に参加できなかったとして町に損害賠償を求める訴えを起こしたということなんですが。これ、一部議員に説明があったんですが、私を含めた議員、まだ説明を受けていない議員もいます。町民の方々も分かりません。報道から３か月が過ぎました。町として対応など、説明する責任があると思います。どうお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田　清君）

裁判の説明責任につきましてお答えをいたします。

本件につきましては、本年７月７日付で吉備中央町を被告とした損害賠償請求事件の訴状が岡山地方裁判所に提出をされ、８月１６日に口頭弁論期日呼出し状及び答弁書催告状の送達を受けたところでございます。その後、８月２１日にＮＨＫ岡山放送局がこの案件について報道いたしましたが、放送の経緯を含めまして、内容につきましては御承知のとおりでございます。翌日、開催をされました議会運営委員会においても話題となりまし

て、当面の対応や考え方を申し上げ、合意をいただいたものと理解をいたしております。

裁判につきましては、訴訟代理人と協議を重ねまして応訴するということといたしまして、第１回目の弁論準備手続を１１月９日に行なったところでございます。弁論準備手続は傍聴できる口頭弁論期日とは異なりまして、非公開の手続になります。これは、非公開することによりまして、各当事者が忌憚のない意見を言いやすいようにするための手続となるわけございます。

現時点で御説明を申し上げられるのは、おおむね以上の内容でございます。町の主張等、具体的な内容の説明につきましては、現在係争中の案件なりますので差し控えさせていただきます。今後手続を重ねまして判決が確定いたしましたら、改めて説明をさせていただく予定でございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

今、副町長、読まれたものは、町のホームページで公開すべきだと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田　清君）

それにも及ばず、これ議事録へ載ると思いますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

いや、これはこれで公表すべき案件だと思いますよ。何かもう、いっつもこう、何なんでしょうかね。

さて次、電動車椅子の購入問題に移ります。

こちら物品を販売したのは、行政文書によりますと山口県のツバメ・イータイムという会社です。この会社は、令和４年１月に町内で試乗会を実施していますが、どのようにしてこの会社は、吉備中央町と接点を持ったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えいたします。

この事業者におきましては、令和３年の秋頃に電動型の乗り物を製作する会社として町のほうに訪れ、製品のＰＲに来られたと記憶しております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

その会社は、どういう形でこの吉備中央町を御存じになったんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

どういう形で吉備中央町に来られたのか分かりませんけど、あちらこちらへもＰＲに行かれたんじゃないかな。その中の一つで吉備中央町にも来られたのではないかと思います。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

デジタル化委員会でこの試乗会の主催者、どなたですかと尋ねた際に、執行部、分からないということだったんですが。その後、この試乗会の主催者はどなただったか分かりますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

この製品をＰＲに来られた事業者だと思います。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

この事業者が主催者だったんですね。それでいいですか、はい。

これ、プレスリリースしていたかどうか。つまり、ＮＨＫ岡山がこれ取材に来ていたんですけれど、私、企画課に行って過去のプレスリリースのファクスをずっと調べたんですね。そしたら、役場は、これプレスリリースでメディアに紹介はしていなかったんですけれども、これ、御存じですかね。どなたがこの試乗会をメディアにお知らせしたのか。役場として何か分かることありますかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

町がプレスリリースしてませんので、どなたがというて具体的に分かりません。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

どなたが、じゃメディアにお知らせしたかは、町は分からないという中で行われた試乗会ということでした、はい。

そこで試乗されたものが一応改善されたという形で、この電動車椅子が町にやってきたわけなんですが。電気用品安全法で義務づけられているＰＳＥマーク、これ、安全性の認証マークですね、が受けてない製品だったということでした。

これ、町は国の交付金で購入して、この安全性が認められてないものを購入しているということなんですけれど、この重大な問題、本当に恥ずかしいような問題です。これ、誰がどういう責任を負うんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

この件につきましては、電気用品安全法に基づくＰＳＥ認証マークの表記がなく違法であることが１０月２６日、ＮＨＫによりまして報道のほうをされました。報道前の１０月

１６日にＮＨＫの記者のほうからマイクロＥＶ車両の取材の依頼があり対応した際に、ＰＳＥ認証マークの表記がないことが指摘をされました。この指摘を受け、翌日、納入業者のほうへ事実確認をしたところ、ＰＳＥマークの張り忘れ、整備のときに入れ替わった、試験運用のため必要との認識はなかったなどといった不明確な回答でありました。そのため、町内の福祉事業者において運用の調整を行なっていましたが、直ちに中止をしたとこでございます。

町では受注者である有限会社責任事業組合吉備中央町インクルーシブスクエアとも協議を行い、製品の安全性が担保できない状態の中で事業を進め、継続利用していくことが困難であるといったことから、マイクロＥＶの活用した実装事業を断念することと判断いたしました。現在、内閣府と手続等の調整を行なっているとこです。

誰がどのように責任を負うかでございますが、そこらも含めそれぞれ、まだ関係者と協議を行なってるところでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

じゃ、この取得にかかった国からの交付金の返還手続は、内閣府と既に相談ができているということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

現在、内閣府とそれぞれ協議のほうを進めているとこでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

この返還手続をする際に、それぞれ企業が返還する金額があると思うんですけれど、分かりますかね。Ａ社は幾らとか、その社名まで。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

返還金額につきましても、現在、国とどこまでのものをどう返還するかというのを含め、今協議をしているとこです。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

この企業がまだ、企業のホームページを見ると、このデジタル田園健康特区で吉備中央町に電動車椅子を納入しましたということを掲載しているんですね。それ、直ちに削除していただかないといけないと思うんですけれど、そうしてくださいますかね、企業に対して。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

そこら辺は、早急に企業と協議いたします。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

この電気用品安全法違反のこの車椅子購入問題を受けて、デジタル事業における各サービス、もう一度ちょっと、私、再点検しようと思って、いろいろ調査を進めています。

ここで、今回は母子健康手帳デジタル化について質問をいたします。

こちらの、町は、今現在ウィラバという仕組みを採用しているんですけれど、これプロポーザルが開始されたのが令和３年１２月２１日です。しかし、それから遡ること８か月前、４月１５日の町のスーパーシティ構想案に、既にウィラバ構想と記載がされておりました。その後、第２回目のスーパーシティ構想再提案書に母子健康手帳ウィラバと記載されて、２２年４月、吉備中央町から展開決定とまで記載されております。そして、１２月１８日の山陽新聞朝刊においてもウィラバを開発しているそなえ株式会社の役員の方が、スーパーシティ構想に応募した吉備中央町の提案に盛り込まれていると発言がされているんですね。プロポーザル前にもかかわらず、そなえ株式会社のウィラバが町の母子健康手帳デジタル化にまるで選ばれているかのように記載されています。これ、なぜなんでしょ

う。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、９番、成田議員の御質問についてお答えいたします。

令和３年に国に提出したスーパーシティ構想提案書につきましては、４月に提案書を提出し、その後同年１０月に医療福祉を軸として先端的なサービスの全体像を再整理するとともに、複数分野間のデータ連携をより具体化して再提案書の提出を行なったところでございます。

再提案書を提出するに当たっては救急医療における規制改革、母子健康促進支援サービス、妊産婦、妊婦健診を踏まえた予防医療などの提案を行なったところでございますが、提案内容の実現性を示すためには、既に複数の事業者等と連携し具体的なサービスの仕組みを構築予定であることをアピールするという観点もありまして、母子健康手帳デジタル化を提案書に記載したという経緯でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

じゃ、吉備中央町としてはプロポーザル前にもかかわらないけれども、ウィラバという商標登録、多分されているんでしょうが、こういった名前を載せてもいいと捉えているんですね。もう一回確認します。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

お答えいたします。

国に提出したスーパーシティ構想の提案書においては、母子健康手帳のデジタル化ということを提案書に入れておりました。その中でウィラバという掲載をさせていただいたということでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

では、このプロポーザルを受けて契約、２月１８日から始まったんですが。これ、吉備中央町版の母子健康手帳デジタル化、開発がいつ始まり、いつ終わったのか、日付を答えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

成田議員の御質問にお答えします。

内閣府のスーパーシティ構想の実現に向けた先端的サービスの開発、構築等に関する実証調査業務として採択された、町民がわくわくしながら生活できる環境を提供する未来型シティの創出事業として開発しているものであるため、町では開発日、完了日ともに把握はしておりません。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

完了した日を把握してないって、これ、町長、どういう状況なんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほど保健課長が言いましたとおり、この事業につきましては、内閣府のスーパーシティ構想の実現に向けた先端的サービスの開発、構築等に関する実証調査業務の中で行われたことでありますので、当方としては把握をしてませんということです。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

これ、おかしいですよ。なぜか、委託契約書、日付２月１８日、３月３１までと記載さ

れています。委託変更契約書、こちら３月１７日に契約をして、３月３１までに納品をすると、何が変更になったか、これ財源ですよ。委託金額９３５万円を町が払わなくていいんです、ゼロにしますと。お金の出どころが内閣府の委託先、この調査委託業務でバーズ・ビューに請求するものとすると書いてあるんですよ。つまり、これ委託契約書は生きてたじゃないですか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

これは、プロポーザル実施後、町と業者間で委託契約を締結いたしましたが、その後、内閣府事業の調査委託費を活用できることとなり、町費を負担する必要がなくなりました。これにより、変更委託契約により委託費をゼロにし、業者に対して町は費用を一切負担していないため、完了報告書が町に提出されることもなく、検査を実施することもありませんでした。しかしながら、業者が内閣府の調査委託業務を受託した時点で町と業者との契約をゼロにするのではなく、契約を解除した上で双方の権利義務関係を消失させるべきところ、当時はそこまで思いが至っておりませんでした。この点につきましては誤りがあったとの認識であり、おわび申し上げます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

これ、町の財務規則でも受託者が運用管理を完了したら検査を行うと書いてあるんですよ。その検査を行う、その書類、完了報告書もないんですよね。どうやってこれ完了したと、これプロポーザル、把握したんですか。実証調査業務も３月３１までですよ、提出日は。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

その後、新年度より委託を契約するに当たりましてはプロポーザルを実施した業者選定を行い、町と業者間で委託契約を締結しました。その後、業者との話合いより、内閣府実

証事業で町の求める仕様に沿ったシステムを構築したことを確認し、契約をしたものでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

実証調査報告書に基づいて確認したということでよろしいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

実証調査報告書というよりは、こちらがプロポーザルで提示した内容により確認をさせていただきました。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

これ、委託変更契約書をもう一回確認しますね。これ、委託変更契約書を作成したのは誰なんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

担当課である保健課で作成をいたしました。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

委託金額が変更になってるんですけど、受託者は内閣府の委託先であるバーズ・ビュー株式会社へ本業務の委託料を請求するものとすると書かれています。なぜ、町はバーズ・ビューへ委託料を請求することができるんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

町がバーズ・ビューに委託料を請求したのではなく、国がバーズ・ビューのほうに補助金を交付し、委託業者に支払ったという形になっておりますので、町としてはバーズ・ビューにお金は請求しておりません。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

じゃ、ちょっと言い方、変えます。町はなぜ、ほかの会社が国から取ったこの交付金事業の費用を、町が必要であった経費をそちらで払うようにと、この受託者に言えるのか。その権利を教えてください。これ、言えないんじゃないですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

今回の国の委託調査業務、元は、先ほど保健課長が申しましたように町で委託契約を交わして業務をするということでサービスの構築を考えておりました。その部分の構築に係る部分をそのまま町が行いたいものを、国のほうの委託調査業務のほうで全額見ていただけるということになりましたので、そのアプリの開発事業者のほうにその旨をお伝えして、国のほうに直接申請のほうをしていただいたという流れになります。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

プロポーザルで吉備中央町と契約しているのは、そなえ株式会社なんですね。これ、実証調査報告書に提案団体バーズ・ビュー、岡山大学、富士通、富士通ＪＡＰＡＮであって、そなえ株式会社は含まれていません。なぜ、そなえ株式会社にお金が払えるんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

お答えいたします。

当初の国の提案するときには、町のほうでそのウィラバの開発をするということを考えておりました。その後、バーズ・ビューというのは共同で提案を行なっております。その中に複数の事業者も入っております。当然、そこから業務についての再委託ということもあります。それは提案しております当該法人のほうで再委託のほうを行なって、そなえさんのほうにその部分を委託されたという流れになっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

すみません、ちょっと僕、理解がしづらいんで、もうちょっと分かりやすく説明していただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

すみません。国への申請につきましては、複数の事業者で申請のほうを行うということになってます。１社だけの申請では国の調査業務の採択要件に当たりませんので、その中でバーズ・ビュー株式会社が代表提案団体として申請を行なっております。その中に複数の事業者、先ほど議員がおっしゃられました富士通であったり、岡山大学もその中に参画をされております。その中の提案の中に母子健康手帳のデジタル化、ウィラバという事業も含まれております。その部分についてはバーズ・ビューが代表企業でございますので、そちらのほうに国からはお金が下りてきますが、そこからその部分についてはそなえ株式会社のほうに業務を委託をしたということで、お金のほうはバーズ・ビューからそなえ株式会社のほうにお金が流れたという流れになります。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

これ、なぜ私こだわってるかと言いますと、これ、この後３月３１日にこの実証調査報

告書が終わって、もう４月１日に、これ単独随意契約でこのそなえ株式会社と契約をしてるんですね。それで、実際、町民の方がこのサービスを受けれるようになったのは９月２９日です。たしか９月２９だったと思います。ということは、４月１日から９月２８までは、これ使えなかったんですよね、町民の方々が。それは合ってますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

そのとおりでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

じゃあ、この実証調査業務と、もともとのプロポーザルの契約に基づいて言えば、３月３１日までに仕様書に書かれております、ウィラバアプリ吉備中央町版開発と書かれてるんです。吉備中央町版のウィラバアプリが３月３１日までにできていなければならなかったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

出来上がってるというか、３月３１日までに町がプロポーザルでお願いした内容については出来上がっていなければいけなかったと思います。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

ということは、４月１日でもまだ出来上がってなかったということですよね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

こちらが確認して契約を４月１日から行なっていたわけでございますが、この実装が９月２９日になった経緯といたしましては、その３月末現在でウィラバができていなかったということではございませんで、その間に実装に向けて、また町民に実際に利用しながら、もっと使いやすいものにということで準備を進めている期間を取ったために、この日にちになったものでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

いや、もう、はっきり言って言い訳にしか聞こえないです。これね、委託契約書第８条、今ありますか、委託契約書。第８条をちょっと読んでみてもらえます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

第８条、不合格の場合の処置というところでございましょうか。第６条の規定による検査が不合格となった場合、受託者はその責任と費用負担において、委託者の指示に従い委託者の指定する期日までに補正等を行わなければならない。この補正等が完了したときは、受託者は直ちに委託者に通知して、その再検査を受けなければならない。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

つまり、３月３１日に本当にプロポーザルに基づいて吉備中央町版の母子手帳アプリウィラバができていたら、少なくとも運用開始は５月であるべきだったはずなんです、４月か５月。これ普通の感覚で考えてください、皆さん。町民がサービスを受けれない半年ぐらい続いたお金、ずっと払ってたんですよ。開発できてると思いません。それからも思い出ページとかできてなかったですね、実際には。でも、町は、町費を使ってお支払いしているんです。しかも、もともとその根拠となる随意契約にしている理由が見当たらないんです。完了報告書もなければ、実証調査業務に基づいてと言いますが、できてもないのに、どうやって、じゃ、これ、地方自治法に引っかかるんじゃないですか。引っかからないなら引っかからない理由を教えてください。

○議長（難波武志君）

成田議員、少し冷静に。

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

お答えいたします。

この関係につきましては、当初スーパーシティの提案の中に入っておりました。そのスーパーシティ構想の提案というのは、データ連携基盤との連携というものも提案の中に含まれております。そういう中でその母子健康手帳のデジタルの事業者、それを決めるに当たりましては、町が定める企画提案書の標準基準、評価基準ですね、例えば機能性であったり、新規性、それから連携性等について定めておりますので、それを基に公募型のプロポーザルを実施して、事業者の募集を募ったということでございます。結果としてウィラバが採用されたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

それだったらプロポーザルは要らなかったんじゃないですかね。ＬＬＰでそなえが入っているわけですから、プロポーザルが必要だった理由を教えていただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

先ほど申し上げました母子健康手帳のデジタル化というのは、国のスーパーシティの提案書に入っておりました。それを事業化に向けて事業者を当然選定を行うということなんですが、高い専門知識であったりとか、技術を要する事業者を募るということで公募型プロポーザルを実施させていただいて、事業者のほうを選定したということでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

ちょっと話を変えて、前回の議会では顧問についてお伺いしました。ちょっと確認なんですけど、アーキテクト等も設置規則に基づいて数名、吉備中央町、今いると思うんですけれど、アーキテクトは公の職でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

公の職にある方と認識しております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

では、このある法人の役職にあるものが地方公共団体の公の職に就く場合に、その職務と関係する事項について個人的な利益を優先させる、いわゆる利益相反というものが、私はあってはならないと考えています。吉備中央町としては、公の職にあるものが利益相反である場合、それは問題なしと捉えますか、それとも問題であり対処すると考えますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、９番、成田議員の御質問についてお答えさせていただきます。

町のデジタル田園健康特区の推進に係る顧問やアーキテクト等については、デジタル化という高度に専門的な内容についての知見、人脈、事業実施手腕を有している方に就任をいただいており、余人をもって代え難い存在と思っております。デジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定は、町及び町デジタル田園都市推進協議会が行うものであり、顧問やアーキテクト等の職に就く方の賛否にかかわらず、決議の成否が決まる状況でございます。そのため、御指摘のありました、その利益相反の問題は生じ得ないものと考えておるところです。この件につきましては、専門家にも確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

では、仮に利益相反である場合は、問題ないと捉えるということでよろしいですか。それとも、問題だと捉えますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

お答えいたします。

利益相反に当たるということであれば、問題ではあるとは認識をいたします。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

アーキテクトの一人、牧尉太さんという方が岡山大学病院の方、いらっしゃるんですけれども、彼が今年の１０月に東京で講演を行なっております。その講演の資料の中で、１ページ目めくると、利益相反状態の開示というページがあります。そこにこう書いてあります。私、今回の演題に関係して開示すべき利益相反状態は、以下のとおりであると、この演題というのが何か、デジタル田園健康特区シン・吉備中央町、その先導的な取組事例、ビジネスチャンス、残された課題という講演です。この中で利益相反を自らが言っています。発起人として株を持っているのがそなえ株式会社、共同研究費バーズ・ビュー株式会社と株式会社十字屋グループです。アーキテクトが、本人が利益相反を公言しております。どのように対処しますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

今、成田議員言われた部分について、ちょっと、その講演について私も拝聴はしてないので、どういうふうな内容の意味で言われたかというところは、ちょっと分かりませんので、ちょっと、それについてのお答えは、現状では判断できないというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

町長、アーキテクトが自ら利益相反ということを公言してるんですね。インクルーシブスクエア８法人のうち３つの法人と利益相反にあると本人が言ってる以上、町長はどう対応していきますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私も同じように、それを拝聴しておりません、確認もできておりませんので、今、何もお答えすることはできません。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

私でしたら、もうやっぱりアーキテクトでも利益相反を公言してるのであれば調査をした上で、やはり離れていただくということが適切かなと思いますが。そのあたりの進捗状況など、また町のホームページなどで公表しつつ、何か処分等を検討されるということでも、受け止めてもよろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まずは、事実関係を確認をさせていただきます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

つまり、アーキテクトの方々それぞれ法人に所属しているんですけれど、吉備中央町を介さなくても国の交付金が受けられる実証調査業務、たくさんあるんですよ。それらの調査業務で吉備中央町を舞台にしていると言いながら、役場が把握していないというケース

もありますよね。例えば、今回、今年の決算特別委員会で私、不認定という立場を１人とったんですが、そこでこの実証調査業務でもっとこう詳しく見たいと、お金を払ってる根拠が分からないからといって別紙と書かれて、別紙を参照してくださいと。しかし、別紙、役場内にないんですよ。こういうことが今、役場内で起きています。私は、危機的状況に陥ってきていると感じています。

さて、これからのデジタル事業について少し質問をいたします。

このデジタル事業の中核の一つであるのがきびアプリですね。きびアプリ、買物、健康、救急医療、様々な個人情報が集積されます。個人情報の取扱い企業はどこになるんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

きびアプリの個人情報を取り扱っているのは、きびアプリを運用している有限責任事業組合吉備中央町インクルーシブスクエアでございます。

なお、当該事業組合は法人格はありませんが、法人格のない自治会や町内会等も個人情報取扱事業者に該当することが個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するＱ＆Ａにおいて示されているところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

じゃ、このインクルーシブスクエアに入っている法人が吉備中央町の個人情報を使って実証調査業務に当たるということは可能でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

当たることは、可能であると認識しております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

この国の実証調査業務は、町を介さなくても直接補助事業として企業が直接お金を受け取れますよね。じゃ、町としてはこの実証調査業務をどういう形で詳細まで把握するんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

実証調査業務につきましては、内閣府や国土交通省等、国の省庁が実装前の新しい技術、サービスに係る事業を国費で後押しするものであり、当該事業に係る事業申請や実績報告等は、要領や契約等を根拠として事業採択者である国の省庁になされているところであります。今年度も、本町がフィールドとなる実証調査業務が複数行われておりますが、事業者との連絡調整や事業者からの報告を定期的に受けているところであり、事業内容の概要を把握しているところでございますが、実績報告書の提出は、事業採択者である国の省庁になされているため、重ねて町に対して提出を求めることは必要がないというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

であれば、その実績報告書も町に提出するという形で契約を結ぶべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

この実証調査業務等について個人情報が使われる場合もあろうかと思います。これについては、ＬＬＰの中で個人情報保護方針を定めているところでありまして、併せて、例えばきびアプリで申し上げますと、アプリの利用に当たっては利用規約及び個人情報保護方針に係る同意をいただいているということでございます。また、ＬＬＰ内でもお預かりする個人情報の重要性に鑑み、各ＬＬＰの組合員及び委託先でふさわしい情報セキュリティガバナンス体制を敷くことになっておりますので、そういうところで厳正に契約を交わす必要もないかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

ということは、ＬＬＰ１社ずつと町が個人情報の取扱いであるとか、実績報告をこう出してくださいという契約は結ぶ必要がないと今思っているということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

実績報告の提出までは、町のほうでは求めませんが、当然、吉備中央町内で行う実証調査業務ということになりますので、その辺の事業の内容であったり、そういうようなところは事業者から定期的に御報告をいただきながら、町としても把握していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

じゃあ、把握できてますかね。だって、これ母子健康手帳アプリ実証調査報告書でどこまで完成したか分からなかったわけでしょう。えっ、分かったんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

確かに母子健康手帳のときには、成田議員御指摘のようなこともありました。そういうことを踏まえまして、現在、実証調査業務については定期的に事業者から進捗状況であったり、内容について町のほうも確認をさせていただきながら進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

何というんでかね、この実証調査報告書で内容が分からなかったという事例があるにもかかわらず、その実績報告をやっぱり町に提出していただくことのほうが、役場としても今後そういう企業が何をしたいのかっていうことも分かりますから、普通に、私、これ契約を交わすべきだと思いますよ。でも、役場がやらないというんなら、もっと大きい問題が出るという可能性もあるのかなと思います。

さて、このデジタル事業を推進する国のほうは、これからイノベーションやスタートアップの創出に力を入れていくということなんですが。吉備中央町としては、イノベーションやスタートアップに対して今後力を入れていくのか、それとも現状の分野でやっていくのか、どちらなんでしょう。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

では、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、国もイノベーションやスタートアップの創出を今後の産業分野における成長戦略の鍵として推進しております。今回の国の補正は、気候等を通じて国が民間の後押しをすべく支援していくといったことが主な内容であったと理解しております。

町におきましては既に国際オープンイノベーションセンターに民営のコワーキングスペースが整備されるとともに、吉備高原オープンイノベーション協会などと連携しながらスタートアップ企業の支援を進めているところでございますが、今後とも町の発展に寄与する事業等あれば、分野を限定せず様々な検討していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

じゃ、イノベーションやスタートアップに対して町は力を入れていくっていうことなんですかね。ちょっと、イエスかノーかで答えていただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

はい、イノベーションにつきましては、令和２年度から国の交付金等を使いましてスタートアップ、イノベーションの自走に向けて整備をしてきました。そして、今、国際オープンイノベーションセンターのほうが整備されまして、今自走といたしまして民営のコワーキングスペース、こういったものを整備し、新しく新規スタートアップされる方を今、町外から呼び込もうとしております。また、その延長の中で吉備高原オープンイノベーション協会などが設立できまして、新しくスタートアップされる方々、こういった方々の経済的支援であるとか、人的支援であるとか、そういった協力体制ができてきたところであります。今後は、こういったところを連携をしながら、さらにスタートアップされる方、そういった方々の支援ができればとも思っております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

じゃ、どういった産業において吉備中央町でスタートアップが生まれたらいいなと、そういう何か夢とかありますか、何か。どういう分野だったらいいなって。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

今現在、特段この事業といったような細かい分野の限定はいたしておりません。既に吉

備中央町に移住していただきましてスタートアップとして起業され、成功されておられる方々もおられます。こういった方々、例えば今回オープンイノベーション協会のバックアップの下、Ｊスタートアップウエスト、こちらは世界へ羽ばたく有望なスタートアップ企業２２社ということで中国地域から全国、世界へ羽ばたく有望な企業として選定のほうを受けたりもしております。特段、この分野という限定をせず、新しいスタートアップをしたいという方がおられましたら、何かしらの援助ができればと考えています。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

スタートアップしたいというふうに何かしらの援助ということなんですけれど、町長はどういった産業のスタートアップが吉備中央町で生まれたらいいなと思ってますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

とっさのことでなかなかあれですけど、やはり、吉備中央町を明るくしていただく、今特に明るくしたいと思ってますので、明るくして、やはり吉備中央町から本当にこう、初の何か発信ができるような業種が、本当はうれしいと思います。しかし、それにこだわらず本当に小さくてもいいですから、取りあえず自ら創業する、スタートアップするというような多くの方がこの吉備中央町に来ていただいて、その実力を試せる場所になればいいかなと思ってます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

これ、なぜ私ちょっと言ったかといいますと、これからのまちづくりに関わってくると思うんですよね。つまり、スタートアップやイノベーションが生まれにくい環境、今、日本にあると。じゃ、何が障壁となっているかというと規制なんですよ。規制があるから新しい市場が生まれにくいと一般的には言われています。例えば押印、判こを押さないといけなかったというところが、４８本の法改正によって、廃止によって電子契約のマーケット、市場が３年で４倍以上の流通額になりました。たった一つの、こういう法の、こうい

うルール改正によって市場がぼおんと生まれるんですよね。政府は、これから２年間の間に１万本の規制をなくしていこうとしております。じゃ、規制をなくすで、吉備中央町で新しい産業が生まれると結びつけたときに、やはりデジタル健康特区だから健康や福祉に特化したスタートアップが吉備中央町内で生まれやすいという環境に持っていくとすれば、私、この吉備中央町が健康特区に選ばれた一つの大きなきっかけ、そして出来事になっていくだろうと思います。

その先に、今回の水質汚染問題においての町民の方々の健康状態を追跡し、それを見ていくという仕組みがより大きく出来上がっていくのかなと思うんですけれども。そのＰＨＲ基盤も運用は開始されているということで、昨年の国に提出している資料には書かれていました。このＰＨＲ、パーソナルヘルスレコード、個人健康記録の基盤に個人の健康を記録するのは、どなたですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

お答えいたします。

ここは、今、有限責任事業組合ＬＬＰになるかと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

では、今年度の事業でマイナンバーカードによる傷病者個人のその病気の歴とか、薬の履歴、そういったものを取得して、救急搬送の関係者で共有するという事業があります。こういった情報は、誰がこの個人データをデータ連携基盤に追加していくんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

まずは、マイナンバーカードを活用した救急搬送の仕組みから御説明をさせていただき

ます。

住民は、きびアプリを起動しマイナポータル連携をした後、マイナンバーカードを用いて共通診察券という名のＱＲコードを発行します。このＱＲコードを印刷し、身近なところに掲示しておくか、またはお持ちのスマートフォンの壁紙に表示するよう設定をしておきます。そうすることによりまして、救急搬送時に到着した救急救命士がそのＱＲコードを読み込むことで、ＰＨＲ基盤に登録されている領域のデータが取得できるということで、さらに搬送先の医師と共有することも可能となります。

なお、御質問に対する回答といたしましては、ＰＨＲ基盤に登録される既往歴や服薬データは、受診した医療機関の医師や薬剤を提供した薬局の薬剤師が入力した情報が基となり、マイナポータルを通じて閲覧ができるようになります。これは、本施策にかかわらず全国共通事項となります。本町においては、これらの情報を救急医療及び遠隔診療において活用することとしております。

以上です。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

じゃ、医療機関が個人の方々のそういった個人のデータ、病歴とかを追加していくということなんですけれど、その医療機関って今幾つぐらいあるんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

この医療機関につきましては、マイナポータルであれば全ての医療機関とマイナポータルを介してつながるというふうに認識しておりますので、町内の医療機関等で受診したものについても、マイナポータルを通じてデータ連携基盤のほうに、ＰＨＲ基盤のほうに登録されるというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

じゃ、ＰＨＲ基盤に個人の病歴等が蓄積されていって、いろいろな医療機関もそれを吸

い上げていって、データ連携基盤に載せていくということですね。今後この、皆様、その健康情報というものをそういう仕組みで追跡していくに当たって、この町でそれが開始できるってなると今年度ですか、それとも来年度なんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

これについては、まだ健康情報を追跡する、今、先ほど申し上げましたところについては、追跡は可能であります。そのためにはきびアプリを通じたＰＨＲ基盤への登録の促進も図っていく必要があるかと思っております。これが、先ほど議員言われたのが来年になるかというところは、まだ今後、関係機関等とも当然調整も必要になってきますので、それを踏まえて検討してきたいと思います。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

ということは、その円城地区の方々で健康を追跡していただきたいという方々がいらっしゃった場合は、どういう手順で、その追跡が町のデータ、この仕組みを使えば可能になってきますかね。ちょっと、分かりやすく説明していただけたらと思うんですけど。というのが、せっかくのこのデータ連携基盤等ですから、やはり生かすということが大事だと思うんですね。ちょっと分かる範囲でいいんで、ちょっと説明していただきたいです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

お答えいたします。

この健康への影響に関する検査、実施された場合の検査結果についてですが、事業者等に確認したところ、そういうふうな形のものは技術的には可能であるというふうにはお聞きしております。

ただ、それに取り組むためには、関係する事業者それから病院関係等との調整も必要になってきます。また、現在進めていただいております健康影響対策委員会の委員さんの見

等も踏まえまして、検討していくようになるのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

であれば、来年度以降のこのデジタル事業の予算についてなんですけれど、やはりそちらの健康に重視して、もう選択と集中で、そちらの方面に重きを置いて、ほかのところはちょっとこう下げていくということが大切だと思うんですけれども、そのあたりのお考えを教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今回、円城のほうであのようなことも起こって、それに対する給水の工事も出てきます。そういうことを考えまして、先に理事会等々でそのような方向づけのことは言わせていただきました。その方向づけといいますのは、やはり急ぐものがありますよ、町には、絶対的な予算の枠もあります。そうした中で、健康特区でありますので健康というコアな部分はやはり進めるべきであると、そのほかについては、やはりしっかりと、いい意味、後に回せるものは回すというような判断をさせていただくということは言わせていただいたし、私はそのように思ってます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

町長がそれを言ったときに、理事会の反応はどうだったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

最初の説明のときには皆さんこう「んー」というような顔ですけど、私がこうこう理由で、こういうことで、やはり事業的にも精査しますと、それは最終的に町の判断でやりま

すからということを言いましたら、皆さん納得はされました。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

町長、いい人過ぎるときがあるんで、何ていうんですかね、企業の言いなりにならないようにしていただきたいです、はい。

最後、子ども支援についての質問をいたします。

こちら、町は来年度からこども園が４園になります。統合することによって保護者の方々、園児の通園に時間や、それに伴う費用の負担も増えてくるということで、非常に心配されている方々がいらっしゃいます。あるお母さんの話を聞くと、１日５０キロぐらい保育園の送り迎えでかかるんだという声も聞きました。そこで、この負担を考えると町外に転出するかなという方々もいらっしゃったので質問といたしました。

旧加茂川町では遠距離通園の者に対する補助支給規則を設けまして負担軽減に努めています。こちら、現在、加茂川地域のみで支給されているんですが。まず、こちら、この補助金の支給規則、全町に対象を広げるべきではないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

それでは、９番、成田賢一議員の御質問にお答えいたします。

認定こども園は、幼稚園や小学校のように学区がありませんので、町内全域どの認定こども園へ通園することが可能です。しかし、小学校を見据えて認定こども園を選択しようとすると、自宅から一番近い距離の認定こども園を選択することができない場合も想定されます。現在、通園する保護者の方の負担軽減といたしましては、給食費無料、３歳児以上は保育料、３歳児未満についても第２子からは半額、第３子は無料、また必要に応じて延長保育を実施するなど行なっているところですが。議員御指摘の、現在、加茂川地域のみで支給している通園補助制度につきましては、全町への拡大を視野に検討を進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

この現在の制度、年額４，０００円なんですよね。１か月で直すと４００円以下なんです。これ平成２年に、たしか加茂川町時代にできたんですけれど、そのときの４，０００円と現在の４，０００円、やはりその価値が違うと思いますから、まず値上げを、私は要求したいと思います。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

通園補助制度を全町へ対象を拡大して支給するということを検討していく中で、通園補助制度を導入している他の自治体なども参考にして、距離を基準とした補助額また増額も視野に入れながら検討しております。今後も吉備中央町の施策が子育て支援の充実につながるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

例えば新潟県小千谷市では片道３キロ未満までだと月額が２，２５０円と、今、吉備中央町は年額が４，０００円ですから、町長、このあたりは考えていただけたらと思います。

これ、幼稚園とか、こども園は担当が子育て推進課で、小学校や中学校の児童通学費補助金は教育委員会で、高校生の通学費の補助金は総務課になってるんですよね。これ、学校で申請できるから保護者負担ないんだということなんですけれども、町のホームページであったり、パンフレット等に載せたときに電話番号がたくさんあると保護者、見にくいと思いますから、担当課を一本化していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

議員おっしゃるとおり、現在幼稚園の通園補助金担当課は子育て推進課、また小学校の児童・生徒通学費補助金の担当課は教育委員会となっております。おっしゃるように保護

者の方が子どもが通園、通学するところへ申請書等を提出することにより便宜が図れること、各所属が各家庭の実態を把握してるということにより、申請内容を適正に確認できるということ等の理由、利点がありまして、現在のような形を取っております。また、高校生の通学費補助金については、公共交通などの観点から担当課が総務課となっております。いずれも専門分野が窓口となり、業務を進めておりますが、町民の方がより効率的で、かつ確認しやすい、利用しやすい、そういう制度となるように必要に応じて、そういった部分も検討してきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

９番、成田賢一君。

○９番（成田賢一君）

今回の水道の水質汚染問題を受けて、多くの町民の方々が今、吉備中央町の役場そしてこの議会に対して不透明性を感じていらっしゃいます。ぜひ、透明性のある行政運営を執行部側からも提案していただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで成田賢一君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

午後　３時２９分　　閉　議